

令和8年玉村町議会第1回定例会会議録第2号

令和8年3月9日（月曜日）

議事日程 第2号

令和8年3月9日（月曜日）午前9時開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12人）

1番	川端 悟 君	2番	峯岸 敬一 君
3番	笛木 美登利 君	4番	嶋田 由紀子 君
5番	井上 景子 君	6番	松本 幸喜 君
7番	羽鳥 光博 君	8番	堀越 真由子 君
9番	備前島 久仁子 君	10番	高橋 茂樹 君
12番	月田 均 君	13番	新井 賢次 君

欠席議員（1人）

11番 浅見 武志 君

説明のため出席した者

町 長	石川 眞男 君	副 町 長	萩原 保宏 君
教 育 長	鈴木 寛史 君	総 務 課 長	齋藤 善彦 君
企 画 課 長	関根 伸行 君	税 務 課 長	貫井 利行 君
健康福祉課長	岡田 寛子 君	子ども育成課長	今井 理恵子 君
環境安全課長	齋藤 博 君	経済産業課長	平野 敏行 君
都市建設課長	原田 英樹 君	上下水道課長	上村 明弘 君
会計管理者 兼会計課長	関根 聡子 君	学校教育課長	青木 栄二 君
生涯学習課長	畑中 哲哉 君		

事務局職員出席者

議会事務局長	齋藤 恭	局長補佐	萩原 穰
庶務係兼 議事調査係	飯田 麻友		

○開 議

午前9時開議

◇議長（新井賢次君） 着席願います。おはようございます。浅見議員は欠席です。また、住民課長も欠席です。ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。



○日程第1 一般質問

◇議長（新井賢次君） 日程第1、一般質問を行います。

一 般 質 問 表

令和8年玉村町議会第1回定例会

順序	質 問 事 項	質 問 者
1	1. 令和8年度施政方針について 2. 学校給食費無償化について 3. 外国籍児童生徒について 4. 公共交通再編事業について 5. ごみ処理の広域化と町民に与える影響について	松 本 幸 喜
2	1. 町発注工事において発覚した指名停止措置事案について 2. 制度の隙間に落ちる「困難事例（セルフネグレクト等）」への支援体制強化について 3. 今後の道路整備等の推進について	羽 鳥 光 博
3	1. 令和8年度施政方針について 2. 町の生成AIの活用について 3. 再度クビアカツヤカミキリへの対応を聞く 4. 岩倉橋下流の烏川に白鳥を呼び戻せないか	月 田 均
4	1. ラウンドアバウト（環状交差点）について 2. 生活道路の補修について 3. 一人暮らしの高齢者問題について 4. 「上陽元気村」の活動について	峯 岸 敬 一

順序	質 問 事 項	質 問 者
5	1. 令和8年度施政方針について 2. 部活動の地域展開について 3. 義務教育にかかる費用の負担軽減策について 4. 藤川に堆積する土砂について	井 上 景 子
6	1. 令和8年度施政方針について 2. 居住地周辺に設置された太陽光発電設備について 3. 農繁期における一般通行車両とのトラブル回避について	川 端 悟
7	1. 令和8年度施政方針について 2. マイナンバー制度について 3. 町税の収納対策について	高 橋 茂 樹
8	1. リチウム電池を内蔵したモバイル機器の廃棄時における出火事故対策について 2. 災害時のトイレの確保について	笛 木 美登利
9	1. 令和8年度施政方針について 2. ごみ焼却施設の今後10年間の計画について 3. 「こども誰でも通園制度」の詳細と、令和9年4月の施行を目指す「こども基本条例（仮称）」の概要について 4. クビアカツヤカミキリによる町の樹木への被害状況について	備前島 久仁子
10	1. 玉村町水防センターの利用状況について 2. 空き家対策について	嶋 田 由紀子
11	1. 地域自立性向上に向けた食料・水資源・農業基盤の将来を見据えた再構築について	堀 越 真由子

◇議長（新井賢次君） 初めに、6番松本幸喜議員の発言を許します。

〔6番 松本幸喜君登壇〕

◇6番（松本幸喜君） おはようございます。議席番号6番の松本幸喜です。議長の許しが出来ましたので、一般質問をさせていただきます。

まず、一般質問に先立ちまして、一言ご報告させていただきたいと思います。先日発表された大手の賃貸住宅会社が行っている「住みこちランキング」というのがあるのですけれども、玉村町は8位

に位置づけられました。昨年が7位ですか、1ランク落ちてしまったのですけれども、4位が伊勢崎市になっています。その伊勢崎市と僅か0.6ポイント差ということで、ほぼ4位グループというような人気になっているように思われます。ここ数年ベスト10内には必ず入ってくるということで、様々な行政施策、子育て支援策の充実ですとか、教育環境を整えたりというようなことで行政の皆さんが取り組んでいるものがこういった形で評価されてきているのかなと思われます。反面大変危惧されることがございまして、玉村町の出生数、ここ数年200人台で推移をしていたのですけれども、今年が170人ちょっとということで急激に出生数自体が落ちてきているというような状況になっております。一昨年、玉村町は消滅可能性自治体というような、そういう発表があったのですけれども、人口減少において、玉村町はこれから大変になりますよという警鐘が既に鳴っております。人口の推移を見ていくと、ほぼその推計どおり、総務省が発表している推計の範囲内で減少しておりますので、これからますます力を入れて人口対策をしていかなければいけないのではないかなと思います。こういったことを念頭に質問をさせていただきたいと思います。

まず、令和8年度施政方針についてです。施政方針において、空き家対策は重点目標④、生活しやすい環境をつくるとの位置づけで取り組まれているが、活用できる宅地が少ない玉村町においては、新たな住民を受け入れる人口対策としての取組が必要と思われる。この点をどのように考えているかお伺いしたいと思います。

2点目は、学校給食費無償化についてです。報道によると、国は補正予算において公立小学校の給食費無償化のための予算を盛り込んでいるとのこととあります。独自予算で無償化に取り組んでいる玉村町としては、大きな負担軽減になるものと思われます。そこで、以下の質問を行います。

1、国は、1人当たり月額5,200円を上限として補助するとしていますが、玉村町の給食費にかかる費用（無償化することにより町が負担している費用）は幾らになりますか。また、現在支出されている1人当たりの費用負担との差額はどの程度あるのか。

2、給食費には調理に係る人件費等は含まれているのか。

3、不登校、フリースクール及び私立小学校に通う、公立学校の給食を利用しない児童に対する給食費の取扱いをどのように考えているか。

3点目、外国籍児童生徒の現状と対応について伺います。

1、現在、玉村町に在籍する外国籍児童生徒数は何人か。

2、インクルーシブ教育の導入を見据えて、これらの児童生徒に対する特別な配慮はどのように行われているのか。

4点目、公共交通再編事業について伺います。公共交通の再編事業は、以下の4つの柱で構成されています。

①町内たまりん4路線の統合とデマンド化。

②高崎・伊勢崎両直行便のデマンド化。

③デマンド交通による町外アクセスの利便性の向上。

④周辺駅へのバス路線強化（通学時間帯のみ）。

①については既に達成されており、すばらしい成果を上げているところであります。②から④の課題に対する取組はどのようになっているのか、現状の取組と進捗状況について伺いたいと思います。

次に、タクシー券の増配と町外への利用範囲の拡大を可能にするとのことではありますが、このために必要な予算はどの程度と見込んでいますか。

5点目、ごみ処理の広域化と町民に与える影響について伺いたいと思います。新聞発表によりますと、「前橋市、桐生市、伊勢崎市、みどり市及び玉村町がごみ処理の広域化に関する基本合意書を締結」という報道がありました。そこで、以下の質問を行います。

1、老朽化が進む玉村町のクリーンセンターはどのように位置づけられているのか。

2、町のごみ処理は、今後どのように行う計画か。

3、ごみの分別方法等、町民に与える影響はあるか。

4、今まで報告されている野生動物だけでなく、イノシシや鹿の大型野生動物の目撃情報が寄せられています。ますますごみ（特に生ごみ）の管理の重要性が増していると思われます。野生動物による被害を防ぐためにも、ごみ収集場所の囲い、要するにケージの普及に向けた取組が必要と思われるが、どのように考えているのか。

ちょっと点数が多いのですが、1回目の質問とさせていただきたいと思います。

◇議長（新井賢次君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） おはようございます。それでは、松本幸喜議員のご質問にお答えします。

初めに、令和8年度施政方針についてのご質問にお答えします。現在、玉村町の空き家対策事業につきましては、令和5年度に策定しました第2期玉村町空き家等対策計画に基づき、空き家の無料相談会の開催や奨励金による空き家バンク制度の利用促進、また空き家の除却補助や空き家利活用のための支援としての片付け補助やリフォーム補助の制度を創設し、空き家対策に取り組んでいるところでございます。

ご質問にありました、活用できる宅地が少ない玉村町ということに関しましては、空き家除却補助制度が毎年一定数利用されており、建物除却後の土地が売却され、新たに取得した人が住宅を新築する事例も確認しておりますので、宅地を生み出すことに一定の成果が出ているのではないかと考えております。また、空き家バンクの登録につきましては、今年度は4件登録され、そのうち2件につきましては登録後に民間取引により売買が成立したため、登録取下げとなりましたが、現在も2件の登録物件を町ホームページ上で紹介しております。また、空き家バンクを利用して物件を購入、また賃借した人が利用できる補助制度として昨年度に創設しました、空き家片付け補助金と空き家リフォーム補助金につきましては、今年度空き家片付け補助金の申請が所有者からあり、2件交付しております。

す。今後も各制度を知っていただき、空き家の利活用を促進するためにも、令和8年度におきましては、5月に発送予定である固定資産税納税通知書に空き家についての各種支援制度のチラシを同封し、玉村町に土地、建物を所有する全ての方に空き家支援制度の周知を図る予定であります。

また、ご質問の、新たな住民を受け入れる人口対策としての取組につきましては、空き家に限定するのではなく、住宅の建築または購入を行い、玉村町への移住・定住を検討されている人を対象とするのが効果的だと思われます。その中で、空き家を活用した際のインセンティブの付与などを行っていく方法もあるのではないかと考えておりますので、今後も全国の事例などの情報収集や研究を行い、また今年度に着任しました地域おこし協力隊や関係機関などとも連携しながら進めていきたいと考えております。

次の学校給食費無償化について、その次の外国籍児童生徒についてのご質問は、教育長からお答えいたします。

次に、公共交通再編事業についてのご質問にお答えします。まず、公共交通再編事業の4つの柱についてでございますが、1点目の町内たまりん四路線の統合とデマンド化につきましては、ご指摘のとおり既に実施して成果を上げているところであり、改めて関係者の皆様には感謝申し上げるところでございます。

次に、2点目の高崎・伊勢崎両直行便のデマンド化についてですが、率直に申し上げますと、現状では事業者の理解を得られておらず、すぐに実現するのは難しいというのが実情です。タクシー事業者やバス事業者との協議の中では、各事業者の営業活動に大きな影響があるといった理由で、同意を得られていない状況です。実際に「たまGO」の運行を開始してから、町内タクシー事業者の売上げが落ち込んでいるとの話も出ているところであり、同意を得るのが難しい状況です。今後も事業者との協議を続けるとともに、利用実態や需要の把握に努め、合意形成に向けた材料を整えてまいります。

次に、3点目のデマンド交通を活用した町外アクセスの利便性向上についてですが、こちらも同様にデマンド運行そのものを直ちに導入するのは難しいと考えております。そこで当面は、デマンド化が難しい場合の代替策として、路線バスの利便性向上とタクシー券の運用見直しを組み合わせる町外アクセスを改善していく方針です。具体的には、路線バス利用者を増やすための施策として、定期券の購入補助や運転免許を持たない高齢者への交通系ICカードの配布を実施し、路線バスの利用者を増やしていき、利便性の向上につなげていきたいと考えています。

次に、4点目の、通学時間帯のみの周辺駅へのバス路線強化についてですが、玉村町内だけで運行するものではないため、近隣市との協議が必要となります。現在、高崎市、伊勢崎市と協議を始めたところであり、それぞれの自治体のニーズを満足させることができる公共交通の実現に向けて協議をしていきたいと考えています。

総じて申し上げますと、2点目から4点目につきましては、事業者の合意の点でハードルがあり、デマンド化を直ちに進めるのは困難ですが、路線バスの利便性向上やタクシー券の活用により段階的

に町外アクセスの改善を図ってまいります。

続きまして、タクシー券の増配と町外での利用範囲拡大に必要な予算についてでございますが、こちらは令和7年12月の議会でご説明したとおり、増配等に伴う増額分はおおむね400万円の増加を見込んでおります。予算額としては、令和7年度の約1,060万円から、令和8年度は1,462万円となる見込みです。

最後に、公共交通は地域の暮らしと経済を支える重要な基盤であります。住民の利便性を最優先に、事業者との協議や利用データの分析を丁寧に進め、実効性のある施策を段階的に実施してまいります。今後とも関係者の皆様のご意見を賜りながら、しっかりと取り組んでいく所存です。

次に、ごみ処理の広域化と町民に与える影響についてのご質問にお答えします。まず、1点目の老朽化が進む玉村町クリーンセンターは、どのように位置づけられているかについてですが、焼却施設は令和9年度頃までの運転計画で、その後は焼却運転を停止し、将来的には廃炉を予定しています。リサイクル施設は、現状どおり稼働予定ですが、今後、広域化の協議によって稼働状況が変更になることもあります。

次に、2点目の町のごみ処理は、今後どのように行う計画かについてですが、焼却運転停止後の可燃ごみは外部施設への焼却委託を検討しております。リサイクル施設、粗大ごみの受入れについては、広域処理での協議が決定するまでは現状どおりと考えております。

次に、3点目のごみの分別方法等、町民に与える影響はあるかについてですが、現在、玉村町ではプラスチック製品は可燃ごみとして処理をしていますが、焼却委託先がプラスチック製品を資源ごみとしてリサイクルしている場合には、受入れを断られる場合があります。焼却委託先により、プラスチック製品も含め他の品目でも分別方法が変わることも考えられます。今後につきましては、広域化協議により分別ルールの一統化が図られ、町民の皆様に分別ルールの変更をお願いすることもあります。

最後に、4点目の、野生動物による被害を防ぐためにも、ごみ収集場所の囲い（ケージ）等の普及に向けた取組が必要と思われるがどのように考えているかについてですが、ケージの設置にはある程度の幅と奥行きのある公民館等の広いスペースが確保できる場所が必要であり、設置場所がかなり限定されてしまうため、普及に向けての取組は難しいと思われまます。イノシシや鹿の被害を防ぐ頑丈なケージの購入には高額な費用がかかります。現在、地区のごみ収集場所に設置するケージや籠の購入費用につきましては、設置の必要性に応じて地区の予算で購入していただいておりますので、ご理解をいただきたいと考えております。

◇議長（新井賢次君） 教育長。

〔教育長 鈴木寛史君登壇〕

◇教育長（鈴木寛史君） おはようございます。松本幸喜議員の、学校給食費無償化についてのご質問にお答えいたします。

初めに、玉村町公立小学校の児童分給食費にかかる費用と、現在支出されている1人当たりの費用負担についてですが、令和7年度予算において玉村町の公立小学校児童分の給食費にかかる費用は、年間8,396万2,800円を見込んでおります。また、1人当たりの費用負担と国の補助額との差額についてであります。玉村町の給食費年額5万6,200円を、夏休みを除く11か月で月額換算いたしますと約5,110円となります。国の補助額月額5,200円との差額は90円となります。

次に、給食費には調理にかかる人件費等が含まれているのかについてであります。学校給食法第11条第2項の規定により、学校給食費については食材料費を保護者が負担し、人件費その他の経費は設置者が負担することとされています。したがって、玉村町においても給食費には調理に係る人件費等は含まれておりません。

次に、不登校・フリースクール及び私立小学校に通う、公立学校の給食を利用しない児童に対する給食費の取扱いについてお答えいたします。玉村町における給食費の無償化は、玉村町学校給食センターが提供する給食に係る保護者負担を免除することにより実施しております。不登校児童やフリースクールに通う児童につきましては、町内公立小学校の在籍児童であり、登校時には給食の提供が可能な体制を整えておりますことから、無償化の対象としております。一方、私立小学校に通う児童につきましては、町内公立小学校の在籍児童ではないため、無償化の対象外となります。なお、町内公立小学校に在籍しながら、アレルギー等の理由により給食を喫食できない児童につきましては、従来から給食費相当額の補助を行っており、今後も継続してまいります。

続きまして、外国籍児童生徒についてのご質問にお答えいたします。初めに、現在、玉村町に在籍する外国籍児童生徒数についてであります。令和8年2月1日現在、小学校47名、中学校18名、合計65名が在籍しており、全児童生徒に占める割合は約2.8%となっております。このうち日本語指導が必要と判断し、日本語教室において指導を行っている児童は小学生32名、中学生11名であります。

次に、インクルーシブ教育の導入を見据えた外国籍児童生徒への配慮についてであります。玉村町では中央小学校及び南中学校に日本語教室を設置し、日本語指導が必要な児童生徒に対して段階に応じた支援を行っております。外国籍児童生徒と一口に申しましても、日本語の習得状況や来日時期、これまでの学習経験などは様々であることから、一人一人の実態に応じたきめ細かな指導に努めております。具体的には、日本語をほとんど理解できない児童生徒に対しては、まず学校生活を送るために必要な基礎的な日本語の習得を支援しております。その後、学校生活に慣れてきた段階では、国語等の授業時間に別室で個別指導を行い、日本語能力の向上と教科内容の理解の双方を図っております。さらに、日本語の習得が進んだ段階では、日本語指導担当職員が教室に入り、必要に応じて支援を行いながら、他の児童生徒と共に学習活動に参加できるよう支えております。また、保護者に対しては、日本語教室支援員が通知文書の翻訳や内容説明を行うなど、家庭との連携を図りながら、子供が安心

して学校生活を送ることができるよう支援しております。

インクルーシブ教育の理念は、障害の有無に限らず、国籍や文化的背景などの多様性を尊重し、全ての子供が共に学ぶことのできる環境を整えることにありと認識しております。学校現場においては、日々の学習や学校生活を通して子供同士が自然に関わり合い、互いの違いを理解し合いながら学級の一員として成長していく姿が見られております。

町教育委員会といたしましては、今後も外国籍児童生徒が孤立することなく、安心して学び続けることができる体制の充実を図るとともに、教職員研修の一層の充実に努め、全ての子供が互いを尊重し合い、共に学び、共に成長できる学校づくりを推進してまいります。

◇議長（新井賢次君） 6番松本幸喜議員。

〔6番 松本幸喜君発言〕

◇6番（松本幸喜君） まず、令和8年度の施政方針について二次質問を行わせていただきたいと思っております。

確かに、空き家対策というものが功を奏してといたしますか、この町役場周辺においても大分空き家だったところが新しく建て直されたり、多分新しい住民の方が入られているのではないかなと思われるような事例が多々見受けられるようになってきております。冒頭にご説明させていただきましたけれども、玉村町というものの自体が大分認知をされてきていると思われるのですけれども、それをどう受け入れていくか、よく聞くことは宅地を探すのが大変だったのだと、玉村町は宅地が少ないというような、ある程度選択された中での宅地、条件のいいところというようなことなのかもしれませんけれども、統計を見ても若い人たちが入ってこない、ではないのです。入ってこられない状態というのがあるように思うのですけれども、その辺をどのようにお考えになっているのでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 若い人が来られないような、だから移り住もうとしている若い人にとってこの町の何が障壁かと、どういうふうに感じるかということでのいいのですか。

〔「はい」の声あり〕

◇町長（石川眞男君） それは、例えばその人がどこに住んでいるかですよね。例えば都会、公共交通が非常に豊かなところに住んでいる人にとっては、やはり車社会、車がないと移動できないということもあるだろうし、しかし、だからそういうことも踏まえて、町も少しずつであるけれども、駅こそはできないけれども、移動に関する柔軟性というか、いろんな便利さというものをつくっていくということだと思いますし、あとは都市計画の線引きによっている。しかし、これはやはり市街化調整区域ということで、一つの都市経営の計画的な中でのすみ分けをしようとしているわけですがけれども、そのことがなかなか理解できないでいるということもあるだろうし、それをどうやって緩和することも問題だろうし、そしてまた若い世代にとっては、やはり教育環境、どのような子育て環境になって

いるかということもあると思います。移住してこようとする人の立場に立った政策を、玉村町がどういうふうに展開できるかということにかかってくると思います。

◇議長（新井賢次君） 6番松本幸喜議員。

〔6番 松本幸喜君発言〕

◇6番（松本幸喜君） おっしゃるとおりなのですが、移住者を増やすというような目標を掲げたときに必要なことというのは、どうアピールしていくか、そして教育にしても、ほかの様々な行政サービスの面にしても、それをどういうふうに行っていくか、総合的な判断が必要になるのです。その中において特に移住をしたいと思っていたとしても、そこに住む場所をどう確保するか、その宅地の問題があるわけです。線引きの問題が出てくるわけなのですが、その線引きのことを変えようとしても、なかなか県で上位の組織との交渉が必要になってくるので、時間はかかります。今できることというのを考えたときには、今宅地は少ないかもしれないけれども、空き家はいっぱいある状態になっているのです。だから、そういう意味において、単に環境だけではなくて、新たな移住者を受け入れる体制づくりの一環としても、この空き家にもっと注力するべき点があるのではないかと1点思います。

もう一つは、町が持っている資産、今町営住宅等、利用されていない町営住宅の敷地、または何名かは住んでいるのですが、ほぼ更地状態になっている場所があるわけで、こういったところの開発はできるはずなのです。それをこれからどのように、その地域住民の環境という面も含めて取り組んでいくのか。ある程度一定数の宅地を、いかに外部に住んでいる若い世代の人たちに提供できるかが、一つ玉村町の生命線になってきているのではないかなと思うのですが、その辺はどうお考えでしょう。

◇議長（新井賢次君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

玉村町に宅地が少ないというご意見なのですが、参考にお話しさせていただきますと、昨年度玉村町内で新築された住宅については170軒ございました。建て替え等も含まれてしまうのですが、そのうち調整区域内で開発許可を取って建てられたものが32軒、これについては既存宅地とか分家住宅、大規模指定既存集落などございまして、例えば既存宅地ですと、敷地の大きい農家の方が空き家になってしまうと、そこを何軒かに分けて開発する。また、大規模指定集落もそういった農家の方の大きな敷地を使って新築を建てられるということがございます。ですので、玉村町としましては、まず調整区域内のものについては大規模指定既存集落というものを平成29年度に指定していますので、まずはそういった若い方が町外から入ってくる下地というのは、調整区域内ではできることはやっています。また、空き家の除却制度、こちらにつきましても一定数新築のものがございまして、例えば令和6年度で言いますと、除却した後に1軒の新築、また令和5年度につきましては、

除却した後に4軒の新築がございました。こういったもので宅地を増やしていくのが必要ではないかなと考えています。また、市街化区域内にある空き家について、また除却を促進するためにも、まずは玉村町に除却の補助制度があることを知っていただくということが必要ですので、町長の答弁にもございましたように、今度の5月に発送予定であります固定資産税の納税通知書のほうに除却補助制度だとか、空き家バンクの奨励金、またリフォーム補助金、片付け補助金、こういった支援を1枚のチラシにまとめたものを同封して郵送すれば、今まで空き家をどうしたらいいかと考えていた方は、これを使っていただいて除却をしていただくとか、またバンクで売買していただく、また賃貸していただく、こういったものをしていただけるとますます促進されて、若い方が宅地であったりとか、空き家であったりとかというような選択をして、玉村町に移住していただくというようなことができるのではないかと考えております。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 6番松本幸喜議員。

〔6番 松本幸喜君発言〕

◇6番（松本幸喜君） 若い人の人口を増やす、移住を促進するという面では、外部に向けて玉村町が発信するというようなこと、行政的なサービスの充実というものも含めて発信することが非常に重要だと思います。今までのやってきた取組というのは、徐々にですけれども、先ほど述べたアンケート調査の結果にも出てきているかなと思います。

もう一点は、受入れ体制の部分が必要だというのが私の意見なのですけれども、その受入れ体制の中でも2種類あると思うのです。例えば宅地を持っている方に対する補助の在り方と、それを買う側の人に対する補助の在り方と、この辺を両面に対応していく必要があると思います。町内の空き家を持っている方、ほとんど相続だと思うのですけれども、この方たちのまだ4割は、前回質問した中では4割の方が玉村在住の方なのです。この人たちも大分高齢化してきています。この人たちが次の世代となると孫世代、最初お持ちになっていた方からすると孫世代に引き渡すといったときに、権利関係が非常に複雑になってくるのが予想されます。そうすると、空き家の売買云々というのも非常にやりづらくなってくる、相当難しくなってくるのではないかなと思います。この空き家の解消に向けた取組というのは、今やるべき課題なのではないか。第1世代の人たちがいなくなってしまうと、子供や孫世代にという形になってきて、どうにもならなくなるというようなことがないように取り組んでいただきたいというのが1つです。

それと、私の地区においても、先ほど紹介があったように古い農家のお宅、そこが取り壊されて、今現在4軒の新しい住宅が建設中ということになっています。このような形で売れるまで何年かかるかなと思っていたのですけれども、取壊しが済んでから半年ぐらいで建てられています。決して私の地区は条件がいいところではないと思うのですけれども、そのぐらいで売買されるような状況ですので、需要は高いかなとは思っています。ぜひこういった取組を進めていっていただきたいと、チラシ

1枚配るだけでなく、空き家無料相談会等も行っていただいていますけれども、こういった面も含めて、ただ相続はしたけれども、どうしていいか分からないというような方も大変多いように話は聞いていますので、今後ますます取組のほうを行っていただければと思います。よろしく申し上げます。

次に、給食費の無償化についてなのですけれども、国が5,200円出すと、そうすると1か月当たり少し浮くのかなと考えたのですけれども、その辺はどうなっているのでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 学校教育課長。

[学校教育課長 青木栄二君発言]

◇学校教育課長（青木栄二君） お答えします。

給食費については、この後申請を出すのですけれども、国からの申請についての指示とすると、5,200円の満額で申請するよということと言われておりますので、そのように対応したいと思っております。

◇議長（新井賢次君） 6番松本幸喜議員。

[6番 松本幸喜君発言]

◇6番（松本幸喜君） 差額が90円ということで大変期待外れであったというか、残念な結果だったのですけれども、今戦争等があつて非常に物価の高騰が懸念されるのですけれども、かかる費用が相当増える可能性があると思うのです。こういった場合の費用負担というのはどうなるのでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 学校教育課長。

[学校教育課長 青木栄二君発言]

◇学校教育課長（青木栄二君） お答えします。

現在のところ、費用負担が上がった分についてのものがどれだけ来るかというものについては示されておりません。恐らく今年度もそうなのですけれども、毎年毎年食材費が上がっていて、特にお米の値段が上がっているところで、その額が給食費に反映しているところでもございますので、こちらとしましても給食費が値上がりになる部分について、国のほうも反映していただくようなことをお願いはしていきたいと思っております。

◇議長（新井賢次君） 6番松本幸喜議員。

[6番 松本幸喜君発言]

◇6番（松本幸喜君） ぜひ国のほうの補填、無償化は国が始めることになったわけですので、ぜひそのような形で給食の質を落とさずに済むように努力していただけたらありがたいと思います。

それと、給食を食べない不登校のある子ですとか、私立に行っている子たちに対しては、給食費を免除するというような形になっているわけなのですけれども、例えば不登校といつても常に不登校ではないわけです。こういった子たちに対しての対応というのはどのように行われているのでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 学校教育課長。

[学校教育課長 青木栄二君発言]

◇学校教育課長（青木栄二君） お答えします。

教育長からの答弁にもありましたとおり、不登校といいますが完全な不登校というよりも時々休むと、年間30日以上欠席を不登校という形になりますので、基本的には学校に半分ぐらい来ているというのが現状です。この子の給食をカットしてしまうとなると、ある意味給食が足りなくなってしまうのが出てまいりますので、基本的にはお休みされているとしても給食については提供するという形で対応しております。ただし、中学校において言いますと、クラスによって欠席が数名いると、不登校についても教室のところに3名程度いるということで、学校のほうにお願いしていることは、あまりぎりぎりという形にはならないようにというのはお願いしているのですが、余り過ぎないような感じで対応できるよう、十分な給食になるようにしていただきながら対応していただくと、来たときには出せる、その状態だけは確保しつつ、給食の個数、数をこちらに伝えてくださいというお願いをしています。

また、不登校についても、玉村町には教育センターふれあいというところがございます。今年度につきましては、ふれあい教室に来た子供が給食を食べたいというところで、月に2回ぐらいなのですが、給食センターに行って給食を食べるという取組をしております。実際に今2人か3人ぐらいにはなってしまうのですが、そういったところでの子供が食べるということについては無償という形で対応させていただいているところです。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 6番松本幸喜議員。

〔6番 松本幸喜君発言〕

◇6番（松本幸喜君） 一言で言うと、給食は本人は食べていないかもしれないのだけれども、本人がいつでも食べられる環境はつくっていると、その子の分までの給食費というのは、町としては準備してありますというようなことで、今回の無償化についてはお金を取っていないだけで、給食の支出はされているというような理解でよろしいでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 青木栄二君発言〕

◇学校教育課長（青木栄二君） そのとおりです。

◇議長（新井賢次君） 6番松本幸喜議員。

〔6番 松本幸喜君発言〕

◇6番（松本幸喜君） 機会を、そういった子供たちの受入れを万全にするという意味では非常に重要なことだと思いますので、引き続きそういう形で努力していただけたらと思います。

次に、外国児童生徒についての支援の体制ということなのですが、大泉町などを見ますと、共生社会というのが非常に日常化し、当たり前になりつつある。というのは、もう3世代目になってくるわけです。外国、特に南米系の人たちが日本にルーツを持つ人たちということで初期状態で受け

入れられました。その人たちの子供、さらにその子供たちの子供という孫世代になって、もうこうなってくると日本生まれ日本育ちというような形になってまいります。名前ですとか顔つきだとかは、いわゆる日本人と言われる人たちとは違うけれども、国籍も違う場合もあるでしょうけれども、ほぼ中身は日本人といいますか、そういうような状態になってきていて、当初は様々な社会的な摩擦が起きていたのでしょうかけれども、大分落ち着いてきているというようなお話を聞いています。玉村町も外国籍の方が非常に増えてきているのですけれども、大人世代、一次世代のかけ橋になるのが子供たちだと思うのです。生活習慣ですとか、言葉ですとか、共生社会の基礎として、子供たちの果たす役割というのは非常に大きいと思いますけれども、その辺共生社会に向けた取組というようなことで何か行われていることというのはありますか。

◇議長（新井賢次君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 青木栄二君発言〕

◇学校教育課長（青木栄二君） お答えします。

共生社会に対する取組というものについては、各学校が人権の教育をしているところはもちろんですけれども、実際の問題とすると、日本語教室が現在中央小学校、それと南中学校にございます。こちらにつきましては、同じ外国籍、日本語教室に通っているお子さんとしても国が違ったりとか、いろいろなところから来ているルーツの方々がございます。その中で、親も含めての交流会というのを行っていきながら、実際に自国で食べているものを作って持ってきてパーティーをしてみたりということを学校の取組として、また昨年度も一度行うような形になってきています。今年度も行っていませんし、昨年度も行いました。このような形で外国籍同士の交流、それと日本人との交流ということについて、ますます深めていければなと考えております。

◇議長（新井賢次君） 6番松本幸喜議員。

〔6番 松本幸喜君発言〕

◇6番（松本幸喜君） 私の地区にも外国籍の子供さんがいらっしゃるのですけれども、非常に言語能力の高い子といいますか、僅か半年ぐらいで日常生活には困らないぐらいの日本語をしゃべるようになってきているかなと、日本語の中でも上州弁、玉村語を話す、そんなに標準語と大きくは変わらないのですけれども、イントネーションですとか、そういうようなものが現地の我々と変わらない日本語を話すというような、そういうような子たちも見受けられるので、それほど心配せずに済んでいるかなとは思うのですけれども、やはりその保護者の方とのやり取りなんかでいうと、英語だけではないのです。英語のほうがむしろマイナーな言葉で、いろいろな国の言語、特に東南アジア系の国の方にとっては、英語そのもののほうが日本語より難しいと、聞き慣れないですから、そういうような状況になっているということです。町のほうでもやさしい日本語の講演会等を開いていただいているのですけれども、今高性能な言語ソフトが出てきているのですけれども、こういったものの導入、各学校に1台ぐらいあってもいいのかなと思うのですけれども、そういう必要性は感じないでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 青木栄二君発言〕

◇学校教育課長（青木栄二君） お答えします。

現在のところ、外国籍のお子さんに対して日本語教室が中央小学校と南中学校にありますので、多くの言葉がしゃべれないと、日本語がうまくいかないお子さんについては、その2つの学校に通っております。その2つの学校につきましては、日本語教室の支援員を町費で雇わせていただいています。教育長の答弁にもありましたとおり、通知などは訳してもらってとか、あるいは通知表の所見についても、基本的には日本語でも先生は書くのですけれども、これを訳したものを実際に子供に配布する、そういった形でも使っております。実際今は、簡単に写真を撮れば生成AIが訳してくれるといったソフトもございます。今学校に1つずつというよりも、パソコンが1人1台ずつ先生にも子供にも渡してありますので、そういったものを上手に使っていただきながら対応いただければと考えているところです。

◇議長（新井賢次君） 6番松本幸喜議員。

〔6番 松本幸喜君発言〕

◇6番（松本幸喜君） 生成AIを大分利用されているということで、対応はある程度できるのかなと思います。あまり機械化し過ぎても、日常の会話で子供たちにとっては習得のスピードのほうが速いと思いますので、そういった面での意思疎通ができればよろしいのかなと思います。どちらにしましても、子供たちがいるおかげで保護者の方たちとの意思疎通というのが円滑にいくというような、また逆に学校側も子供たちを通して保護者の方の気持ちを酌み取ることができるというような場面もあるかと思うので、そういった教育間の摩擦等もあるとは思いますが、ぜひ共生社会を念頭に置いた取組というのをぜひ今後もやっていただけたらと思います。

次に、公共交通の再編事業についてということでご質問をさせていただきたいと思います。今デマンド化が大分進んでいるのですけれども、1日の時間帯、または曜日に利用者のばらつきというのは見られるのでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤 博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤 博君） お答えいたします。

曜日によるばらつきですと、日曜、祭日が結構乗客が少ない状況であります。これは日曜、祭日になりますと、家族もいて送ってもらえるのと、あとはお医者さんが休みという理由があるかと考えております。

◇議長（新井賢次君） 6番松本幸喜議員。

〔6番 松本幸喜君発言〕

◇6番（松本幸喜君） 1日のうちで集中する時間帯ですとか、比較的空いている時間帯ですとか、

こういうものというのでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤 博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤 博君） お答えいたします。

午前中はやはり混んでいる状況であります。午後の時間帯、2時から3時ぐらいの間が少し空きがあるような形となっております。

◇議長（新井賢次君） 6番松本幸喜議員。

〔6番 松本幸喜君発言〕

◇6番（松本幸喜君） 1台当たり6人まで乗車可能と聞いているのですけれども、今平均どのぐらいの利用率というか、利用状況なのでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤 博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤 博君） 平均でいたしますと1.44人となります。

◇議長（新井賢次君） 6番松本幸喜議員。

〔6番 松本幸喜君発言〕

◇6番（松本幸喜君） ほかのデマンド化をやっている地区と比較して、若干いいかなと思うのですけれども、3回乗ったうちの1回ぐらいは2人乗りになると、乗り合わせになるというぐらいの率ではないかなと思います。まだ6人乗り合わせというような状況からすると、他市町村に比べると比較的いい乗車率なのではないかと思うのですけれども、まだまだ余裕はあると思いますので、ぜひその乗車率も含めた取組をしていただけたらと思います。

町外に出られないのかというようなご意見をいろんなところで聞くわけなのですけれども、それに対する手だてとしては、タクシー券の利用を図るといったような形ではないかと思うのですけれども、タクシー券を町外でも使えるようにした意図というものについて伺いたいと思います。

◇議長（新井賢次君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤 博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤 博君） お答えいたします。

町外でも使えるようにしたといいましても、タクシー会社のほうは3社でありまして、タクシーに乗って町外へ行って、そこからまた帰ってくる時に同じタクシーを使えるということで町外を利用できるようにしていると考えております。

◇議長（新井賢次君） 6番松本幸喜議員。

〔6番 松本幸喜君発言〕

◇6番（松本幸喜君） いろいろと事業者との関係もあるので、全て思いどおりというわけにはいかないかと思うのですけれども、以前の状況に比べれば出やすくなるというような環境になってきてい

るのかなと思います。デマンド化の次はこういったタクシー券の拡大ですとかというような形で、この目標に向かって一步一步ですけれども、努力されているというところが見られるのかなと思います。今後ともそういった外部との、また他地域との連携を図るといのは口で言うのは簡単ですけれども、様々な利権ですとか、そういうことが入ってきますので、今後も協力していただけたらと思います。

次、ごみ処理の問題なのですけれども、1点だけお伺いをしたいと思います。結局クリーンセンターは廃炉というような方向でこれから進んでいくということによろしいのでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤 博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤 博君） お答えいたします。

町長の答弁にもありましたように、令和9年度まで稼働する予定で現在のところ修繕などを行っている状況であります。その後は廃炉の予定であります。

◇議長（新井賢次君） 6番松本幸喜議員。

〔6番 松本幸喜君発言〕

◇6番（松本幸喜君） 単純に比較はできないとは思いますが、修繕をする費用と他地域に委託をする費用を比較したときに、費用負担はどのようになるのでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤 博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤 博君） お答えいたします。

現在、町外に焼却の委託をするに当たりましては、官民いろいろな焼却施設があります。そこについても焼却に係る費用がそれぞればらばらでありますので、その焼却費用及びそこまでの運搬費用等もありますので、全てを勘案して今考えている、検討しているところであります。中には安いところもあるのは確かであります。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 6番松本幸喜議員。

〔6番 松本幸喜君発言〕

◇6番（松本幸喜君） 廃炉費用等も非常にかかってくるかと思うので、一概に安くなるということではないとは思いますが、費用負担を抑えられる面もあると聞いていますので、その辺を含めてなるべく早いうちに結論に達していただけるとありがたいかなと思います。

あとは、各地区のごみステーションなのですけれども、設置する場所の確保も必要ですので、一概に全部というわけではいかないのですけれども、設置することのできる場所、確保できる場所についてはそういった対応を、町もどんどん進めていくようお願いできればなというふうに思います。

以上で質問を終わりにしたいと思います。

◇議長（新井賢次君） 休憩いたします。10時15分に再開いたします。

午前10時休憩

午前10時15分再開

◇議長（新井賢次君） 再開します。

◇議長（新井賢次君） 次に、7番羽鳥光博議員の発言を許します。

〔7番 羽鳥光博君登壇〕

◇7番（羽鳥光博君） 7番羽鳥光博です。議長の許可が出ましたので、一般質問させていただきます。傍聴人の方もありがとうございます。

1番目は、町発注工事において発覚した指名停止措置事案についてでございます。町が一般競争入札で発注した板井地内配水管布設替え工事（1工区）（ゼロ町債）において、複数事業者による価格調整が確認され、参加6事業者がこれを認め、行政処分を受けた事案について伺います。本件は、独占禁止法違反に該当する重大な不正行為であり、公共工事の公平性と町民の信頼を著しく損なうものであります。また、本工事は町民生活に直結するライフラインである配水管整備事業であり、しかも水道料金等の現金財源で実施されるゼロ町債事業であることから、不正の影響は町民が直接かぶる構造であり、さらに今回指名停止を受けたのは町内の指名参加業者6社全て、実質的に町内の主要施工業者が一斉に発注対象から外れる事態となりました。

そこで、1、開札前に不正が確認された当該工事について、本工事及び今後の水道工事をどのような発注方法でいつ進めていくのか、入札条件の見直し等を含めて伺います。

2、今後、同様の不正行為を防止するために、制度としてどのような再発防止策を講じるのか、併せて伺います。

2番目の質問に参ります。制度の隙間に落ちる「困難事例（セルフネグレクト等）」への支援体制強化についてでございます。高齢化が進む中、町内でもいわゆるごみ屋敷やペットの多頭飼育崩壊、家族がいるにもかかわらず適切な介護を受けられない「セルフネグレクト（自己放任）」のケースが潜在的に増えています。こうしたケースでは、介護保険制度の枠組みだけでは対応し切れず、最前線の民間事業者がボランティア同然で生命をつなぎ止めている実態があるのではないかと危惧します。

事業所からは、ごみ屋敷はセルフネグレクトに至る前には必ず予兆があると聞きます。その中で特に水道料金の未納・給水の停止や税金の滞納は生活破綻のSOSサインであるが、水道部局や税務課の情報が福祉部局や地域包括支援センターに即座に共有されず、対応が後手に回っているのではないかと危惧されます。ライフラインの停止等の情報を健康福祉課、地域包括支援センターへ自動的に通知し、アウトリーチ（訪問支援）につなげる庁内連携の仕組みを構築してはどうでしょうか。もし

なければ早急に構築すべきと考えますが、どうでしょうか。

3番目の質問に参ります。今後の道路整備等の推進についてでございます。暮らしやすい生活環境を整備するため、道路整備等への予算措置は、町の社会資本を増やす財産となり、玉村町のような小規模自治体では、財政需要が得られる収入額より大きくなりやすい構造から、地方交付税の増加が考えられます。こうしたことから道路整備等を積極的に進めるべきと考え、以下の事業につき令和8年度から工事完了までの工事实施計画を伺います。

1つ目、町道103号線道路改良事業、令和7年度は8,193万1,000円、令和8年度1億735万3,000円、これは当初予算額でございます。

2つ目、道路改良事業、令和7年度は3,788万4,000円、令和8年度4,738万円の予算が計上されております。

3つ目、板井地内排水路改修についてお願いいたします。

4つ目が（前橋・玉村利根川）新橋建設促進化事業についてお願いいたします。

県の事業ではございますけれども、伊勢崎土木事務所関連では、県道藤岡大胡線の歩道整備事業（ぐんま・県土整備プラン2025継続事業）岩倉橋北側から角淵簡易郵便局間でございます。

次に、県道藤岡大胡線のバイパス整備（ぐんま・県土整備プラン2025検討事業）角淵から上飯島間でございます。

最後に、一級河川利根川河川改修事業（伊勢崎・玉村工区）利根川の築堤について、事業の進捗状況について伺います。

1回目の質問を終わります。よろしくお願いいたします。

◇議長（新井賢次君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 羽鳥光博議員のご質問にお答えいたします。

まず、町発注工事において発覚した指名停止措置事案についてお答えいたします。まず、今回の事案についてご説明いたしますと、町が条件付一般競争入札で発注しました、板井地内配水管布設替え工事（1工区）（ゼロ町債）において、開札前に価格調整が疑われる情報を確認したため、入札を取りやめ、町は当該事業者6者に対して事情聴取を行いました。結果として、全ての事業者が価格調整を認め、始末書の提出により、再発防止を厳に行うと誓約いたしました。町としましては、今回の不正行為に対し、該当事業者に対して独占禁止法違反行為として、玉村町建設工事請負業者等指名停止措置要綱に基づく指名停止措置による行政処分を行いました。価格調整は、独占禁止法に抵触し、公共工事の公平性を損なうとともに、町民の信頼を裏切る重大な不正行為であり、誠に遺憾であります。

ご質問にあります当該工事につきましては、ゼロ町債での工事発注であり、町民の皆様に深く関わる水道管の布設替え工事であるため、早期に条件付一般競争入札で再度工事発注を行う予定であります。また、ゼロ町債で発注予定の水道管工事がもう一件ありますので、現在工事発注の業務を慎重に

進めております。

それから、不正行為の防止策といたしましては、今回の事案を教訓に、同様の行為が発生しないよう、既に町内の事業者へ厳重な注意喚起を行いました。また、発注者の立場から、全職員を対象に入札談合や情報漏えいに関する研修を実施し、町職員一同が公平性を持って入札業務に取り組むことができるよう、法令遵守の意識を徹底してまいります。

最後に、発注者と受注者がともに法令を遵守し、町民へのサービス向上を目指してまいりたいと考えておりますので、何とぞご理解いただけますようお願い申し上げます。

次に、制度の隙間へ落ちる「困難事例（セルフネグレクト等）」の支援体制強化についてのご質問にお答えいたします。声を上げられない方へのアウトリーチ支援を広げていくことは、福祉を推進していく上で非常に重要なことであると考えております。しかし、その実情の把握については非常に難しいというのが現状です。議員ご指摘のとおり、水道料金の未納・給水の停止や税金の滞納は、生活困窮や孤立の兆候となり得るものであり、早期支援の観点から重要な情報であると考えます。しかしながら、これらの情報につきましては、地方公務員法に基づく守秘義務並びに地方税法における税務情報の厳格な守秘義務が課せられており、目的外使用や部局間での自由な情報共有は法的に制約されております。したがって、ライフライン停止情報や滞納情報を自動的に福祉部局や地域包括支援センターへ通知する仕組みの構築については、慎重な検討が必要となります。

自動的な情報共有は困難ではありますが、税務課をはじめ、各課での窓口対応の過程で、生活困窮が心配される場合には、本人同意の下で健康福祉課と連携し、支援につなげております。また、水道関連では水道メーターの検針を実施している請負業者と玉村町地域見守り事業に関する協定書を取り交わしており、日常業務や営業活動を行う中で地域住民の日常生活の異変や生活上の支障に気づいたときは、必要に応じてその情報を町へ連絡する体制を整えております。今後もこのような方法で各課や関係機関との連携を強化し、生活困窮者の支援体制の充実を目指してまいります。

最後に、今後の道路整備等の推進についてのご質問にお答えします。ご質問にありました事業につきまして、令和8年度から工事完了までの工事実施計画を順にご説明いたします。まず、町道103号線道路改良事業についてですが、町道103号線は角淵地内の県道藤岡大胡線田中生コン南交差点から川井地区の県道綿貫篠塚線までの間2.7キロメートルについて、全幅12.5メートルの道路に改良する計画で、平成30年度より着手し、現在令和19年度までの計画で事業を実施しています。令和8年度につきましては、用地買収済みの下茂木地内の約180メートルの区間について道路改良工事を実施するほか、川井地区の用地買収を予定しております。令和9年度以降につきましては、用地買収済みの箇所の道路改良工事と川井地内の用地買収を進めるとともに、下茂木地内の滝川に架かる下茂木橋については、現在、南側に歩道がないため、橋の改修方法を検討し事業進捗を図る予定としております。

次に、道路改良事業についてですが、こちらにつきましては以前より地元区から要望されていた箇

所を基本とし、樋越、下茂木、飯塚、小泉地区の道路側溝改修などを予定しております。

次に、板井地内排水路改修についてですが、今年度に水路改修を行う箇所の用地境界確定測量を完了しており、令和8年度は詳細設計の予算を計上しております。改修工事は、令和9年度から2か年程度での工事完了を見込んでおります。

次に、新橋建設促進化事業についてですが、前橋市、高崎市、玉村町で構成する県央南部地域連絡道路・新橋建設促進協議会におきまして、毎年度総会を開催し、群馬県及び群馬県議会に対して要望書を提出しております。また、群馬県、前橋市、玉村町の各担当者と構成する前橋南部利根川新橋建設に係る勉強会も毎年度実施しており、今年度は去る2月5日に玉村町役場で開催いたしました。継続して要望活動を実施していくことが重要だと考えておりますので、今後も前橋市や高崎市と協力しながら活動していきたいと考えております。

次に、伊勢崎土木事務所関連の事業についてですが、こちらは県事業になりますので、伊勢崎土木事務所に確認をいたしました。まず、県道藤岡大胡線歩道整備事業についてですが、令和8年1月に整備計画が確定し、今後は現地の測量調査設計、用地契約、埋蔵文化財発掘調査を経て令和10年度以降に工事着手の予定とのことです。

次に、県道藤岡大胡線のバイパス整備（角淵、上飯島間）についてですが、昨年9月議会でも答弁いたしましたが、こちらについては人口減少や高齢化など社会情勢の変化に対応するため、玉村町が立地適正化計画の策定などを通じて自ら将来のまちづくり像を示していただいた上で、現道の交通安全対策完了後の周辺道路を含む交通量や渋滞の推移など、交通上の課題を見極めつつ、複合的な整備効果について玉村町と検討してまいりたいとのことです。

最後に、一級河川利根川河川改修事業（伊勢崎・玉村工区）の築堤についてですが、県によれば、これまでに左岸側の国道354号伊勢玉大橋付近から食肉卸売市場付近までの約2.6キロメートルの区間の築堤整備が完了しており、現在、下之宮地区の用地調査及び用地契約を進め、用地契約が進んだ後に、埋蔵文化財調査を行った上で工事着手を予定しているとのことであり、そのほかの地区についても、現在測量設計を進めており、計画的に事業を行っていくとのことです。

◇議長（新井賢次君） 7番羽鳥光博議員。

〔7番 羽鳥光博君発言〕

◇7番（羽鳥光博君） 自席より質問させていただきます。

1番目の町発注工事において発覚した指名停止措置事案についてでございます。町長の答弁にもありましたように、これは1工区ゼロ町債の事業ということなのですが、まずお聞きしたいのは、私の認識といたしますとゼロ町債事業というものは、町民が払った水道料金と、水道会計の黒字分を積み立てた積立金による資金によって工事を行うという事業ですから、特に起債、借金をして町が行うということでないで、及ぼす影響というのは大きなものがあると思います。入札事務手続等については、他に比してチェックを厳重にしなければいけないということで、今回は事前に入札情報が漏

れたということで、結果としては談合事件にならなかったというわけなのですけれども、そういったところで、まずこの事業をゼロ町債事業にしたということはどういう意味があるのでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 上村明弘君発言〕

◇上下水道課長（上村明弘君） それでは、お答えします。

まず、水道事業のゼロ町債の目的です。現在、今回の事業にかかわらず、水道の工事の発注につきましては、ゼロ町債を活用しています。目的としましては、ゼロ町債を行うことによって大きなメリットが2つございます。まず、1つ目が工事の平準化です。通常公共工事は3月末、要は年度末に重なることが度々ありまして、それが分散できないかというような、道路を利用します町民の方々からのご意見がありました。そうした中で、ゼロ町債というのが12月の定例会におきまして債務負担行為を得まして、そちらを8年度、こちらの予算を使って行う事業です。つまり既に契約行為に書かれるという状態で、期間が長く取れるというところです。そうしますと先ほど申し上げたとおり、交通規制の緩和、また請け負った業者さんも長期間にわたる内容で工事が行えることによって、現在問題になっております猛暑日、夏の暑い時期、そういったものを少しでも回避しながら行えるというところ、また今こういった工事につきましては、かなり担い手が不足しているということで、週休2日制ということで、経費を上乗せしても、休息を取りながら工事を行いたいという働き方改革、そういったものがございます。

もう一点、前倒しによる効果です。こちらは先ほど申し上げたとおり、令和8年度の予算計上、そちらを債務負担行為を令和7年度中に行いました。前倒ししたことによって得られる効果というのが、まず今回板井地区の管について半年早く工事が行えるという状況です。こちらの管につきましては、基幹管路と申しまして、大きな役割を果たす管でありますので、それが早期に整備されることによって住民の方に対するサービスがいち早く行えるというような状況です。それですので、今回のゼロ町債というのは、通常複数年の期間、こちらの予算を確保するというような債務負担行為とは異なりまして、前倒しで行うために債務負担行為を承認していただいたということでございますので、今回発注する工事につきましては、8年度中に完結させる予定でございます。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 7番羽鳥光博議員。

〔7番 羽鳥光博君発言〕

◇7番（羽鳥光博君） 上下水道課長の事業執行部局と、契約担当は総務課の係だと思いますけれども、課長の説明によりますと8年度予算を使って債務負担行為で12月補正で議決していただいたもので、手続は3月31日までに入札を行い、事業者を決めて、8年度の4月以降早々に事業を執行するということが平準化が行われるということの説明でしたけれども、であれば余裕があるわけですから、事前に情報が漏れたということは、これは役場のミスでも何でもないのですけれども、やはり結

果として6事業者が、町の主要水道事業者6者が2か月間の指名停止を町内で受けたということは、水道事業を行う事業者の1者を除いてほとんど全てが事業の入札に参加できないということになりますので、結果的に4月以降早々に事業に着手しようとしても、事業者が入札参加できなければ、どのようにして事務手続を年度内に完了するのか、単純に考えても疑問が浮かぶのですけれども、まずその点が1点。

それからもう一点目は、ゼロ町債事業を活用していると言っていましたけれども、通常一般に国、県の事業、補助金を使うとか、起債を起こすとか、町が借金をするとか、あと一般財源を使うとかして事業を行うのですけれども、起債を起こせば起債許可とか協議とか財政審査、将来負担比率のチェックが入りまして、町内部の判断だけで進むのではなくて、監視の段階が一気に上がるので、非常にチェック体制が厳しくなるので、不正談合等が行われる余地がなくなってくるということで、今回このゼロ町債はいろんな面でいいと思いますけれども、無駄や不正が起きたときには即町民の損失が起きるということです。つまり国、県の補助金がなくて、水道料金と町会計の特別会計の積立金を使った事業であるということは、悪かった場合の結果が即町民の損失になるという事業の性質がありますので、契約部局におかれましては、こういった自腹工事業であればあるほど、そういう入札手続等の審査をより厳格にすべきと考えますが、いかがでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 総務課長。

〔総務課長 齋藤善彦君発言〕

◇総務課長（齋藤善彦君） まず、最初の質問にお答えをいたします。

町内6者が指名停止をした状況でどのように契約を、入札を行うのかということですが、今回この板井地区の工事に関しましては、条件付一般競争入札ということで、伊勢崎土木所管内、伊勢崎、玉村両方含んだ中での条件付一般競争入札となっております。この件が出た最初の入札のときには、入札に参加したのが6者のみでありましたけれども、実際伊勢崎ですと、ちょっと正確な数は分からないのですけれども、20者程度はありますので、玉村町の主要6者が今回指名停止ということで入札には参加できませんけれども、それなりに事業者がありますし、または玉村町にも数社そのほかありますので、その辺に関しましては大丈夫かなと考えております。

また、厳格化ということですが、その辺に関しましてはこちらでも十分厳格化を行っているつもりではおります。今後、さらにどういう点でもっと厳格にできるか等につきましては、また検討してまいりたいと考えております。

◇議長（新井賢次君） 7番羽鳥光博議員。

〔7番 羽鳥光博君発言〕

◇7番（羽鳥光博君） ご答弁ありがとうございました。そうしますと、今日は3月9日ですから、3月31日までにはこの1工区の板井地内の工事については、事務手続、入札手続が行われて、指名競争入札ですか、業者が決定して、4月1日以降事業が着手できるという受け取り方でよろしいです

か。

◇議長（新井賢次君） 総務課長。

〔総務課長 齋藤善彦君発言〕

◇総務課長（齋藤善彦君） こちら板井地区の関係につきましては、先週金曜日に上下水道課のほうから入札審査会のほうに案件として付議されまして、そこで了承を得ましたので、公告は明日する予定でおります。ただし、実際の入札に関しましては、入札までの期間、参加申込みですとか設計図書の閲覧等々ありますので、入札に関しましては4月の頭のほうになってしまう予定です。ただし、公告をした段階が3月中ということですので、今回指名停止6者につきましては、この入札のほうには参加できないという形になっております。

◇議長（新井賢次君） 7番羽鳥光博議員。

〔7番 羽鳥光博君発言〕

◇7番（羽鳥光博君） 事務手続はしっかりやっていたらということ、また他の入札に比してゼロ町債だけ特段厳格化することは考えていきたいということですが、いずれにしても、今回の事例は町内のAランク業者全てが指名停止となる中で、町民の命綱とも言える水道工事を町は発注体制を取って改善していくという趣旨のご答弁をいただきました。額的には大きな額ではないと思いますけれども、新聞報道等もありましたから、事前情報の入手とか、なかったとしてもその後のチェック体制の中でこういった不正競争関係の談合事件等が起こらないような対応を引き続き取っていただければと思います。

2番目の制度の隙間に落ちる困難事例（セルフネグレクト等）への支援体制強化について伺わせていただきます。これは大変難しい問題かと思えます。私も県庁で介護保険の仕事を担当したことがございますけれども、介護保険制度があまりにも複雑化して、これは契約の範囲であるとか、これは町の仕事、あるいはこれは事業者の仕事、県の仕事とか、契約事務で介護保険制度の下で高齢者福祉が運営されることになったことによって、非常に縦割りが強化されたと思うのです。だから、横の連携を取って、制度の隙間に落ちる人たちを救うにはどうしたらいいかということが問題で、今回は地域からの声、ほかの市町村でもある声を拾い上げて事例にしたわけなのです。とにかく介護サービスを導入したくても、自宅が足の踏み場もないごみ屋敷状態であって、ペットのふん尿が散乱していたりとか、ヘルパーや訪問看護師は物理的にも衛生的にもそういったところでは活動ができません。介護保険にはごみの撤去とかペットの世話とか、介護保険行政手続代行といったサービスは含まれていないので、これがこれまで誰が担ってきたかということ言えば、役場の職員の方、見かねた近隣住民の方、後見人の方、ケアマネジャーや介護事業所等の職員の方が無償で、あるいは持ち出しで片づけを行っているという話をよく聞くところでもありますけれども、こういった立場に立った方々は大変な、本当はこれは家族にやってもらいたいとかということになるのですけれども、その機能が失われている中で、その隙間に落ちる部分を役場がどう担っていただけたのかということ、民間事業者

にお願いはしないけれども、甘えてしまっている部分があるのではないかなと思っているわけです。訪問介護、看護等で家庭に訪問したときに、やはりごみが散乱していたり、ペット等のふん尿があるとか、不衛生であれば介護保険の仕事の範疇外であっても、そこは片づけてきていただいているのが実態かなと思います。そういうところを考えますといろんなストレスがたまってくるので、そこは行政の役場でそういった方々の声を拾い上げて、支援できる範囲を考えなければいけないと思うのです。そこら辺は、担当課長はどう思いますか。

◇議長（新井賢次君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岡田寛子君発言〕

◇健康福祉課長（岡田寛子君） お答えします。

まず、事業者の負担というところでは、介護保険の訪問介護という中で身体介護と生活援助というものがあります。その生活援助の部類に入ってくるかと思うのですけれども、生活援助というのは掃除とか洗濯とか調理などの日常生活の援助ということで、いわゆる日常的に行われる家事を援助するというところになるので、いわゆる大きな掃除というのは、日常的に行われる家事の範囲は超えるので、介護保険の訪問介護サービスからは外れるということになります。そこで、民間の事業所さんが大掃除をしているのではないかと、負担になっているのではないかとということなのですけれども、考えられるのは、ケースとしては例えば介護保険のヘルパーを頼みたいとなったときに介護事業者がそのお宅を訪問します。行ってみたら足の踏み場もないほどのものが散乱していましたとなったときに、まずはヘルパーというよりもご本人が、ヘルパーさんの通路を確保するため、まずは通路を確保するための物の片づけというのですか、取り急ぎ部分的な片づけというのはやむを得ずしていただいているのではないかなと思っています。家全体の大掃除というのは、これは恐らく介護事業所さんはしないのではないかなと思います。まずはご本人のいるところから例えばトイレまでの動線、まずはトイレに行く道を確認しようということとか、ヘルパーさんが出入りできる動線を確認しようとか、そういったところで介護保険の業務外にはなってしまうのですけれども、そこはやむを得ずしていただいているのではないかなというのは考えられます。というのも、地域包括支援センターには同様のケースで相談が入ります。やはり近隣の住民の方ですとか、そういった方からの情報が入りましてお宅を訪問します。そうしたときにもうご本人さんがすぐにでも病院に行かなければいけない、すぐにでもヘルパーを入れないと大変だというときには、地域包括支援センターの職員が同じように動線を確保するための片づけというのは行っておりますので、そういった緊急性が高い場合には、職員なり介護事業所さん、もしかするとしていただいているかもしれないということなのですけれども、緊急性がなくて経済的な折り合いがつけば、清掃業者につないだりとか、それこそ離れて暮らす家族にちょっと連絡を取ってその辺の支援をお願いしたりとか、あとは必要に応じてではありますが、その後の生活を立て直す支援などは地域包括センターの職員が行っていたりとか、そういったところはしておりますので、そのやむを得ない部分的な掃除というところで、介護事業所さんにはちょっと負

担になっているかもしれませんが、もしそういうことがあれば町のほうに、地域包括支援センターに相談していただければと思っております。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 7番羽鳥光博議員。

〔7番 羽鳥光博君発言〕

◇7番（羽鳥光博君） 地域包括支援センターの支援というのは、そういう立場なのでしょうけれども、行政内部の情報の提供が制限されている中で発見が遅れるということで、役場の中の情報が地方公務員法の守秘義務とか、税務関係の、また税情報の守秘義務とかいろんな関係で制約を受ける中で、支援する側の担当部局につながらないということはあるかと思えますけれども、やはり発見が遅れることによって亡くなってしまったとか、虐待を受けてしまったということは、やはり近隣住民の方、介護保険の事業が入っていればその方々からの情報なのですけれども、そのところは役所の内部で、やはりそういういろんな制約の中でも何とか、今地域包括支援センターというお言葉ありましたけれども、そこはそういう役目になっているわけですけれども、そこら辺の壁を何とか乗り越えられるような仕組みを考えていただいて対応していただきたいと思っているのですけれども、まずそれについてもう一回お答えいただきたいと思えます。

それから、実は本人がしっかりしていて、独居であった場合は行政措置への移行がスムーズなのですけれども、家族のいる場合は行政の壁が出てくるのです。なぜかというと、虐待とか疎遠であれば、虐待防止法とかいろんなケースで措置ができたりするのですけれども、家族の同意がないと動けないということだと、家族がいてもおじいさん、おばあさん等の支援ができない、あるいはネグレクトで見て見ぬふりするとかといったときに、事業者が入ろうにしても、役所が入ろうにしても、家族の同意が必要であるわけですし、やはり家族の同意がないと、善意で事業者の方等が何かをした場合には、非協力的であった家族から勝手なことをしたというクレームが入るおそれがあって、支援の手が止まって、ここまでいいやと動線の範囲内で十分だとか、そういうことでやはり消極的な支援になってくるのが現状であるので、児童であれば児童虐待防止法によって即座に保護されるのですけれども、高齢者の場合は家族の壁があるということで支援が少し抑制されてくるという点についてはどうでしょうか。

2つお答え願いたいのですけれども、1つは役所の中のいろんな情報の制約がある中で壁があるので、それは早期発見が少し遅れるのではないかという点が1つ、それからもう一つは家族の同意、家族がいてネグレクトに遭って支援を受けられないお年寄りについては、この同意が壁になって事業者や役所の支援が入らない点について、この2点です。お願いします。

◇議長（新井賢次君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岡田寛子君発言〕

◇健康福祉課長（岡田寛子君） お答えします。

1点目の部局間での連携というところなのですけれども、例えば議員の質問の中に出てきた水道料金の滞納や、税金の滞納がイコール生活困窮かということについては、督促状が来たから支払うとか、水道を止められたから支払うとかというようなパターンで滞納を繰り返す滞納者もいます。そういったところで、滞納が生活破綻に直結しているとは必ずしも限らないといったところになってきます。その滞納者の背景をしっかりと押さえてからでないアウトリーチすることはやはり難しいということになってきますので、国からも税務部局との連携を円滑にしてくださいというような通知も出ていますので、やはりそこに出てくるのは本人の同意をうまく取っていくということです。同意を取って動いてくださいと、そういったことになるので、滞納者の支援というのはなかなかうまく進んではいけないというのが現状です。

それから、介護保険制度というのは家族支援が原則で、家族ができないところを介護保険が支援しますというようなものだったのですが、今はもう家族形態の、社会情勢が変わってきているというようなこともあるので、家族支援が前提ということについてもそもそもそれはどうなのか、というような議論に入ってきているところなのです。本人は介護サービスを受けたいのだけれども、家族が同意しないとといったようなケースもよく介護事業所さんから相談を受けます。やはりそういったときには、地域包括支援センターの職員なりが対応する中で、話の持っていき方とか、その職員のスキルに頼るところでしかないのかなといったところなのですけれども、やはり家族の問題というのはすぐには解決しないので、少しずつ少しずつ関わって行って、何とか家族の理解も得られてというような形になってくると思うので、やはりそこは介護事業所さんや町の職員のスキルに頼るしかないのかなと思っております。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 7番羽鳥光博議員。

〔7番 羽鳥光博君発言〕

◇7番（羽鳥光博君） お答え聞いておまして、やはり制度的な仕組み、取組として予算化して、こういう隙間に落ちた事例について対応する策というのはなかなか取りづらいということで、職員個人のスキルとか事業所の職員の応援とか、ボランティアの範疇を期待しているようなご答弁の趣旨を承る中で、ある意味厚生労働省のほうから税務情報等については、同意を得た上でとかというような言葉もあったわけですから、やはりここは隙間に落ちる人たちで、独居の方とか、あるいは家族と一緒にいる方でネグレクトを受けている方とか、こういった方々で、困難事例については、やはり今年度は、8年度は新しい10期の介護保険の計画、高齢者支援計画を見直す年で、令和9年度からスタートするわけですね。そういった中にこういったことを盛り込んでいただきたいと思っております。

では、最後の3番目の道路整備等について伺わせていただきます。初めに、県道藤岡大胡線と藤岡大胡バイパスを介して東部工業団地をつなぐ町道103号線について、用地買収や電柱移設道路工事

などについて、その進捗状況をお聞きしたところ、2.7キロ区間について田中生コンのところから、平成30年度から令和19年度まで12.5メートル幅の道路をもって、今少しずつ進めていますよということなのですけれども、基本的なことを都市建設課長にお聞きしますけれども、例えば都市計画道路である前橋与六分線と町道103号線は、103という数字と都市計画道路前橋与六分線、その差はどのように事業に現れてくると考えますか。

◇議長（新井賢次君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

都市計画道路につきましては、都市計画法に基づいていろんな手続を取りまして決定するものでございます。都市計画道路になりますと収用法に基づいて土地の買収ができるほか、建物等をその都市計画道路上に建てるときには、都市計画法の第53条の許可というものを取りまして、その道路ができる際には建物等を移転するという事前約束みたいな形が取られます。103号線については、都市計画決定されていませんので、第53条の許可などそういったものについては必要ございません。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 7番羽鳥光博議員。

〔7番 羽鳥光博君発言〕

◇7番（羽鳥光博君） 都市計画道路を認定していただくには町単独ではできないのでしょから、難しい点がありますけれども、土地収用法が適用できるということで、事業の進捗が図れるということですので、町道103号線のまま篠塚綿貫線のところまでしっかりと2.7キロを田中生コンのところから持って行っていただきたいと思っております。

次に、道路改良事業は、玉村町内の各地で水路側溝等の改修事業が行われる予定で、3,788万4,000円から4,738万円、一般会計当初予算比の事業が膨らんでおりますけれども、幾つか挙げていただきますけれども、1か所だけ工事の進捗状況、見込み等についてご説明願えますか。

◇議長（新井賢次君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

道路改良事業につきましては、地元の区から要望された箇所を単年度で行うような形としております。令和8年度につきましては、今のところ予定しているところは樋越地内、下茂木地内、飯塚地内、小泉地内の4地区となります。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 7番羽鳥光博議員。

〔7番 羽鳥光博君発言〕

◇7番（羽鳥光博君） 地元の区長さんの要望を受けての水路側溝整備ということで、金額も増額し

てあって、やはり小さい事業であっても大きい事業であっても、地元要望を受けてスピーディーな予算措置が図られた事業を今後とも引き続き、令和8年度の事業だけでなく、引き続きやっていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

板井地内の排水路改修でございますけれども、設計委託料が625万9,000円ほど令和8年度に予定されているということでありまして、板井地内では冠水地域が3か所ほどありまして、そのうちの1か所になっているわけでございます、設計委託料がこれで議決されるとすれば、その後の9年度、10年度の工事施工に向けての予定をもう一度ご説明ください。

◇議長（新井賢次君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

今年度につきましては、用地の境界確定の測量を行いまして、現地で皆さんに立ち会っていただいて用地確定を行っております。令和8年度につきましては、その後の詳細設計を行いまして、工事自体につきましては9年度から2か年程度での完了を見込んでおります。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 7番羽鳥光博議員。

〔7番 羽鳥光博君発言〕

◇7番（羽鳥光博君） ありがとうございます。

それでは、前橋・玉村利根川の新橋建設促進化についてお伺いさせていただきます。都市計画道路の前橋与六分線の利根川への架橋を促進するため、前橋市と連携を強化して要望活動を行って、いろんな会議を行って実現を図っていききたいということなのですが、実はこの新橋につきましては、前橋市側は前橋都市計画道路朝倉玉村線として、前橋玉村線から南に下がって新進の利根川工場とか、登利平本部の受注配送センターまでが既に2車線で暫定供用済みで、既に対岸まで道路が来ているわけなのです。課長にさっきお示ししていただきましたように都市計画道路になれば、土地収用法に基づく用地取得ができ、事業の進捗が図られるということで、この路線は玉村都市計画道路前橋与六分線としての都市計画決定を受けておりまして、東毛幹線道路から高崎伊勢崎線までは既に2車線の供用開始済みで、そこから真っすぐ北に延ばして未開通区間が300メートル、橋梁部分が200メートルということで予定されておりますので、この300メートルと200メートルの橋を都市計画決定に基づいて整備していただける予定が立っているということで、起点と終点でいきますと、都市計画道路の前橋与六分線は、橋を架けた前橋側の北側の線までを都市計画決定していただいているということですのでよろしいですか。

◇議長（新井賢次君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

玉村側と前橋側で両方で都市計画決定はしておりまして、場所としますと玉村側のほうは玉村の行政区まで、前橋のほうは前橋の行政区界まで都市計画決定をしているような状況でございます。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 7番羽鳥光博議員。

〔7番 羽鳥光博君発言〕

◇7番（羽鳥光博君） 昨日の3月8日、上毛新聞を見ていると上信自動車道が渋川西バイパスが未開通区間が工事完了して走行可能になって、上武道路も4車線化が、これは前橋の田口までですか、開通したということで、国道については非常に予算のつき具合が、国土交通省が直轄ですから、非常に草津方面、吾妻方面に向かう道路がどんどん整備されてくるということなので、これはやはり政治的な路線というか、橋もそうだと思うのですけれども、町長のほうでも一生懸命頑張っていてと思いますけれども、やはり前橋市と高崎市と玉村町で連携して、群馬県庁に強力な要請をしていただいた上でのアピールが必要かと思っておりますけれども、そういった具体的なアピール、デモンストレーション活動をやっていただきたいと思うのですけれども、いかがですか。

◇議長（新井賢次君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） まず、これはいろいろ県と話しているのですけれども、知事が今のところやらないからというような状況なのです。だけれども、それにもかかわらず、いろんなあの手この手で、そしてこの2月には、今の前橋市と玉村町から見て高さのところとか、ドローンで一応現場なんかを見て、その結果を見て勉強会やっていますので、前橋市、玉村町とはそういう思いを共通しながら、この新橋建設をどうやって進めていこうかという相談事はしています。

◇議長（新井賢次君） 7番羽鳥光博議員。

〔7番 羽鳥光博君発言〕

◇7番（羽鳥光博君） ぜひ町のほうも頑張りたいと思うのです。なかなか難しいのですけれども、これは都市計画決定が両方で、左岸、右岸でしていますものですから、何とか300メートルの用地買収と200メートルの橋脚に向けて、私も地元活動をしながら頑張っていきたいと思っておりますので、ひとつ町も前橋市と連携して知事への要請等をお願いしたいと思っています。

それから、土木事務所の問題で情報提供いただいた件なのですけれども、県道藤岡大胡線の歩道整備、ぐんま・県土整備プランの継続事業ですから、事業が図られていくのですけれども、もう一つ県道藤岡大胡線のバイパス整備、これは検討事業ということで格下げになってしまった事業なのですけれども、さっき課長が言っていますと、人口とか事業とか、いろんな関係で整備路線であったものが検討事業になってしまって、上飯島から南に下った角淵までの区間があくまで検討になってしまったので、事業着手はされないということなのですけれども、ここも今両方への自転車道等をつける歩道整備で、令和19年度の完成を目指して岩倉橋まで640メートル間をやるというような説明を受けて私

も行ってきましたけれども、やはりバイパスも造っていただいた上で歩道も整備していただくという
ようなことで夢のようなプランで、さっきの上信道とか国道17号とか直轄道路については莫大な予
算を費やして、どんどんこれ政治路線ですから、吾妻、草津方面に延びて、長野県まで上田のほうで
すか、延びるわけですから、半端ないお金が費やされているわけなのです。でも玉村町も新町に向か
う道路でありますし、東部工業団地にある大きな工場へ抜ける道になっていますものですから、ここ
は熱を入れて県への要望活動をしていただきたいと思いますけれども、都市建設課長あるいは町長に
ご回答をお願いしたいと思います。

◇議長（新井賢次君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

現在、角淵地内の歩道整備につきましては、令和19年度を目指して工事に着手していただいたと
ころでございます。

バイパス整備につきましては、議員のおっしゃるとおり、もともと主要地方道という位置づけにな
っています。ですので、道とすると大胡方面から玉村町を通過して藤岡市のほうに行く主要な幹線道
路という県道の位置づけでございますので、こちらにつきましては玉村町だけの問題ではございませ
んの、引き続き県のほうに粘り強く要望をしていきたいと考えております。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 7番羽鳥光博議員。

〔7番 羽鳥光博君発言〕

◇7番（羽鳥光博君） 力強いご回答をいただきましたので、今バイパスも検討事業でまだ県土整備
プランから落ちていませんから、格下げになったといえども、またこれを格上げしていただいて、県
への意思表明を、町も持っているのだということを粘り強く行っていつていただきたいと思います。

最後に一級河川利根川河川改修事業、これも県の事業なのですがけれども、実は県の事業といえども、
今回の予算の中にガニ川の上福島の高橋川の樋門管理事業とか、上福島地域の高橋川の樋門改修事業の内水氾
濫防止のために同調してきていて、築堤工事に伴う事業かなと私は関連づけているのですがけれども、
実は左岸の利根川の築堤が玉村大橋に向かってどんどん、どんどん西側延びてきまして、あそこの喫
茶店のところで築堤が止まっているのです。もう少し行きますと高橋川の樋門改修事業のところの箇
所まで行くのですがけれども、整備の進捗が遅れていまして、用地買収等が困難になっているというこ
とを聞いておるのですがけれども、町は関係ないとは言えないと思っておりますので、土木事務所の情
報も得ながら、そういった進捗状況を図れるような支援体制を組むなり、町側としてはそんな情報を
得て、進捗状況についての困難点を把握していますか。

◇議長（新井賢次君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

土木事務所の担当とは連絡を緊密に取りながら、いろんな進捗状況等話しておりますので、そちらについては町も十分に把握して、協力できる場所があれば、町の中の事業でございますので、積極的に協力をしていきたいと考えております。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 7番羽鳥光博議員。

〔7番 羽鳥光博君発言〕

◇7番（羽鳥光博君） この道路整備や水路改修等、非常に今回は予算を持っていただいているようなので、県の事業につきましても町長も先頭に立って、なかなか政治路線になるような橋の問題とかバイパスもそうですけれども、頑張って整備が進むようにしていただきたいと思います。

以上をもちまして質問を終わらせていただきます。

◇議長（新井賢次君） 休憩いたします。11時30分再開とします。

午前11時12分休憩

午前11時30分再開

◇議長（新井賢次君） 再開します。

◇議長（新井賢次君） 次に、12番月田均議員の発言を許します。

〔12番 月田 均君登壇〕

◇12番（月田 均君） 議席番号12番月田均です。議長の許しを得ましたので、通告書に基づき一般質問を行います。質問は4問。

第1の質問、令和8年度施政方針について。施政方針に第6次玉村町総合計画の下、「暮らすなら、ここがいい。」という未来像の実現に向け、皆様とともに着実な歩みを続けてまいりましたとありますが、未来像の実現のためには、人口減社会への対応が最重要課題の一つと考えます。町は、この課題達成に向け、令和8年度はどのように取り組もうとしているのか伺う。

第2の質問、玉村町の生成AIの活用について。令和5年6月の議会で生成AIの活用について一般質問を行った。私の質問に対し、町からは他の自治体や国の環境整備を見極めつつ、有効なデジタルツールとして活用を研究したいとの回答があった。あれから約3年、生成AIを取り巻く環境は劇的に変化した。もはや珍しい技術ではなく、業務効率の標準装備になりつつある。多くの自治体が文書作成や要約、さらに政策立案のヒントを得るため、本格導入を開始していると聞く。玉村町での活用はどのように進んでいるのか伺う。

1、どのような研究を行ったのか、また現在の利用環境はどのようになっているか。

2、活用事例について、どのようなものがあるか。

3、どのような成果が出ているか、また課題は何か。

第3の質問、再度クビアカツヤカミキリへの対応を聞く。昨年12月の第4回定例会でクビアカツヤカミキリの対策について質問した。町の回答は、「公共用地に関しては、被害木の伐採や防除を行っている。公民館や神社、私有地については個人や地元地区に管理をお願いしており、相談があった場合は防除スプレートの配布をしている」との回答だった。

しかし、被害の急速な広がりを見ると、この対応では不十分と考える。県内の市町村の中には補助金を活用し、公共用地以外にも対策を行っているところもあると聞く。また、1月31日の新聞には、群馬県が被害樹木を伐採する費用の一部を県内市町村に補助するため、新年度当初予算案に約1億7,650万円を盛り込むとの記載があった。玉村町は、今までクビアカツヤカミキリの対策をどう行ってきたか、また急増している被害に今後どのように取り組むのか伺う。

第4の質問、岩倉橋下流の烏川にハクチョウを呼び戻せないか。ここ数年、岩倉橋下流の烏川に飛来するハクチョウの話を書かない。昨年2月末のこと、伊勢崎市の友人から埼玉県神川町の田んぼに多くのハクチョウが来ているという話を聞いたので出かけた。広さ30アール、3反ほどの田んぼに水が張ってあって、150羽ほどのハクチョウが盛んに餌を食べていた。農家の人が餌やりをしていると聞いた。帰り道岩倉橋を渡り、烏川に下りてみた。数えるほどしかいなかった。神川町に行ってしまったのだと思った。今年はどうかと思い、1月22日に出かけた。今年も多くのハクチョウが神川町の田んぼに来ていた。帰り道烏川に寄ったが、数羽しかいなかった。川岸でこいこいと声を出し、バケツに入った餌をまいている高齢の人に会った。ハクチョウの数が減ってしまったと残念そうに話していた。数年前までは見物客も多く、マスコミに報道されたこともあったように思う。寒い時期に町民に元気を与えてくれるハクチョウ、呼び戻す対策はないか。

以上で第1回目の質問を終わります。

◇議長（新井賢次君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 月田均議員のご質問にお答えいたします。

初めに、令和8年度施政方針についてのご質問にお答えいたします。まず、人口減社会の課題達成に向け、令和8年度にどのような取組を行おうとしているのかというご質問についてですが、令和8年度では人口減少という全国共通の課題について、地域おこし協力隊や魅力発信機構と連携し、玉村町での暮らしの魅力発信や、移住希望者に対する支援の充実、地域とつながる交流・関係人口の創出など積極的に取り組んでまいります。

具体的には、若者や子育て世代を呼び込む取組に力を入れ、地域おこし協力隊や魅力発信機構と連携し、UIJターンの移住者や誘客による町の知名度向上、子育て支援環境の充実による子育て世代の移住者など、若い世代が共感できるライフスタイルの実現を目指した取組などを進め、移住先とし

て希望にかなって、納得して移住していただける環境を整えていきたいと考えております。

また、いつの時代においても子は宝と言われるように、たくさんの子供たちが生まれてこなければ、人口は増えていくことはございませんので、特に子育て支援環境については重点的な予算配分を行いました。その内容につきましては、施政方針の中で総合計画の重点目標②として、「子どもを育て未来をつくる」で申し述べましたとおり、令和8年度においては国の支援制度の対象とならない公立中学校における生徒の給食費、保育所・幼稚園等の第2子保育料及び副食費について、引き続き町の独自施策として無償化を実施するとともに、玉村町では初となる病児・病後児保育の機能を備えた新たな民間保育所の建設に係る費用の一部を補助し、認可保育所における待機児童の解消と保育施設の再編整備を進めます。また、こども誰でも通園制度の実施、町立保育施設におけるICT化、5歳児健康診査、子育て世帯訪問支援事業の導入及びこどもまんなかセンターにじいろによる相談支援の実施等により、子供の良質な成育環境を整備するとともに、働き方やライフスタイルにかかわらず、安心して子育てができる環境整備を進めてまいります。

また、教育環境の充実として、今年度に導入した校内教育支援センターについて、さらにきめ細やかな支援を行うため、支援員を増員するほか、外国人子女教育支援事業では、日本語教室指導員を増員し、外国人児童生徒の増加に対応してまいります。

加えて、学校施設の整備としましては、南小学校におけるトイレ改修工事を実施するほか、学校給食センターにおいては、施設修繕や設備の更新、調理場等への空調設備導入に向けた実施設計を行い、計画的な施設の長寿命化を実施し、教育環境のさらなる質的向上に取り組むなど、未来を担う子供たちの教育環境の充実を図ってまいります。

さらに、子供の権利を尊重したまちづくりを推進するため、こども基本条例の制定に向けた取組を進めてまいります。これには、子供を対象としたアンケート調査をはじめ、ワークショップ等を通じて意見の集約を図り、令和9年4月の制定に向けて、子ども・子育て会議等で議論を重ねてまいります。

以上が取組の主なものでございますが、申し上げましたとおり、人口増に向けた町の魅力発信や移住定住促進とともに、この玉村町で暮らし、子供を産み育てたいと思えるような子育て支援環境を整えていくことにより、「暮らすなら、ここがいい。」という町の将来像の実現に向けて、着実に取り組んでいきたいと考えております。

次に、町の生成AIの活用についてのご質問にお答えいたします。まず、1点目のどのような研究を行ったのか、また現在の利用環境はどのようになっているかについてお答えします。月田議員がおっしゃるとおり、生成AIの技術は近年急速に進化し、業務効率化の標準装備と言える状況になってきました。玉村町では、生成AIの活用に当たり、令和5年7月に公務員向けの無料チャットGPTの試験運用を開始しました。これは、各省庁の計画書や白書等を学習した仕様で、入力情報が学習データに利用されない仕組みとなっております。ただし、運用に当たっては機密事項や個人情報は入力

しないことを前提としており、主に文書作成や校正の場面で活用してきました。

さらに、令和7年5月からは、LGWAN—ASPサービスとして提供されている生成AIのトライアルも開始しました。これは、複数の言語モデルに対応し、玉村町の総合計画や防災計画等の各種計画、過去の議会議事録など様々な情報を学習させることで、より精度の高い出力結果が期待できます。また、群馬県が開催する生成AIを活用した業務改善研修会などにも積極的に参加し、活用方法等の習得に努めているところです。

利用環境については、現時点で無料トライアル期間のため、LGWAN環境ではなく、仮想デスクトップ環境での運用ですが、基本的には全職員が利用可能となっています。

次に、2点目の活用事例についてどのようなものがあるかについてお答えいたします。本町での活用事例としましては、まず文書作成や校正、挨拶文といった定型文の作成支援から、会議音声の文字起こし、議事録作成、データ分析や統計処理の補助、また複雑なエクセルの関数やマクロのひな形作成といった事務にも活用しており、法律や例規等の解釈補助、政策立案のアイデア出しといった業務にも利用されております。職員からは、これら多岐にわたる用途での有効性が報告されております。

次に、3点目のどのような成果が出るか、また課題は何かについてお答えいたします。まず、成果として、先ほど申し上げましたとおり、生成AIを様々な業務に活用することにより、作業時間の短縮、品質の向上、事務負担の軽減といった効果が得られております。一方、課題として、生成AIには必ずつきまとうハルシネーションの問題があり、特に法令解釈や重要な数値などが関わる場面では注意が必要です。ハルシネーションとは、AIが誤った情報を自信を持って出力する現象を指しますので、生成AIの出力はあくまで参考や草案と位置づけ、最終判断は各課の担当者や責任者が必ず人の目で行うことを徹底することが重要であります。

以上を踏まえ、利用規程やガイドラインの整備、アカウント管理や利用ログの取得などの運用管理、強化も含めて、令和8年度の本格導入を計画しており、ツールの選定については群馬県の共同調達に参加する予定となっております。

ご質問の内容からは少々逸脱しますが、最近の報道や事例からも明らかなように、過度にAIに依存することは大きな危険性もはらんでおります。例えばAIが利用者の精神的な相談に応じる過程で、適切な支援につながらず、逆に危険な方向に導いてしまったというような事例も報道されており、一部のケースではAIが結果として自殺を肯定したり、その手段を示すなどして深刻な結果を招き、遺族による訴訟や規制要求等にもつながっております。こうした事例は、AIが高い専門性が求められる医療的・心理的判断や人の関与が必要な業務とは代替できないことを示しております。

行政の場においても、業務の効率化や情報整理にAIを活用することは重要な取組ではありますが、困窮や危機にある方への対応、専門的判断を要する案件、倫理的、感情的配慮が必要な業務などについては、AIに頼り切るべきではありません。職員がAIの出力結果を過信してしまうと、誤った情報に基づいた判断や支援の遅れ、さらには相談者の安全を損なうリスクにつながる可能性もあります。

したがって、玉村町では現状A Iはあくまで補助的なツールと位置づけ、人の関与を必要とする業務、また危機対応が疑われる場合には、直ちに専門機関や担当者が介入する体制を引き続き整えてまいります。

最後に、月田議員がおっしゃるとおり、生成A Iは行政運営において大きな可能性を持つツールありますが、ハルシネーションや情報管理上のリスク、そして人命や心のケアに関わる領域でA Iに過度に依存することの危険性を十分に認識し、慎重かつ計画的に導入、運用していきたいと考えています。

次に、再度クビアカツヤカミキリへの対応を聞く、についてお答えします。まず初めに、町が今までに行ってきたクビアカツヤカミキリへの対策についてお答えします。昨年12月議会でもお答えしましたとおり、町の公共用地に関しましては、補助事業や町の予算を活用し、被害木の伐倒や殺虫スプレーの散布、薬剤の樹幹注入などの防除対策を実施しております。

具体的には、令和6年度は公園及び道路の桜に樹幹注入49本、70万4,000円、伐採は1本、4万4,000円の防除を行いました。令和7年度は公園、道路、文化センター、文化財、クリーンセンターにおいて、樹幹注入169本、275万円、伐採69本、571万9,000円、フラス孔への薬剤注入31本、12万9,000円、顆粒水溶液散布5本、1万9,000円の防除を行いました。今年度に入り爆発的に被害木が増えているような状況です。なお、令和8年度の予定としましては、樹幹注入285本、954万1,000円、伐採39本、657万4,000円、フラス孔への薬剤注入40本、25万8,000円、顆粒水溶液散布5本、4万8,000円の防除を予定しております。

金額につきましては、業者委託したものと薬剤を購入し、自己処理したものがあります。令和7年度より、環境安全課で樹幹注入用の農薬ウッドスター及びフラス孔への注入用薬剤キンチョールEを一括購入し、各施設管理者が自ら防除を行っているものもあります。群馬みどりの県民基金の補助金につきましては、樹幹注入を業者委託した費用に対して交付が行われます。新聞にありました、県が新たに行う被害木の伐採補助については、伐採を業者委託した費用が対象となりますので、自ら防除を行っているものについては補助されません。私有地について相談があった場合には、フラス孔への注入用薬剤キンチョールEを配布し、対策の一助としていますが、基本は自己管理となります。

今後どのように取り組むかについてですが、町の公共用地は被害木の伐採や薬剤による防除を進めます。私有地につきましては、管理主体である個人や団体に適切な管理をお願いし、引き続き殺虫スプレーを配布する形で支援を行ってまいります。

群馬県では、クビアカツヤカミキリ防除対策基本方針を策定しており、その中で樹木の被害状況を5段階に分類し、各段階に応じた防除対策効果について示しております。5段階の真ん中、フラスや樹液が排出されている木で、排出孔10か所以下で目線より低い位置にある初期被害木は、伐採による防除が推奨されています。さらに、1段階上の進行が進んだフラスや樹液が大量に排出されている

木につきましては、農薬を用いた防除の効果が低減している状態であるため伐採を推奨し、さらに切り株は伐根またはビニールシートで覆うなど飛散防止措置が必要となっております。侵入初期段階でなければ、薬剤による防除は効果が期待できないことから、普段から観察を行い、早期発見することが防除には大切です。

また、被害が蔓延している11の自治体に対して聞き取りを行いましたところ、神社や地区の会議所の被害木の伐倒に補助をしている自治体は1自治体のみであり、私有地にスプレー等の配布をしていない自治体は4自治体存在する状況であることが分かりました。こうした状況から考えましても、玉村町の対応は県内の蔓延している他自治体の中でも標準的なものとなっております。今後も被害の拡大を防ぐために、町の予算、群馬県の補助金、環境省の交付金を活用し、効果的な防除対策を進めてまいります。

次に、岩倉橋下流の烏川にハクチョウを呼び戻せないかについてお答えします。冬になると烏川へ飛来してくるハクチョウの優雅な姿は、季節の風物詩として楽しみにしている住民の方が多く承知しております。また、ハクチョウの保護活動を行う方々をそのシーズンになると見かけることもありましたが、飛来するハクチョウは年々減少してきているのが現状です。

さて、埼玉県神川町の田んぼで餌を与えている農業者がいるのご指摘ですが、野生鳥獣への餌やり行為を明確に禁止している法律はないものの、ふん害や騒音などをはじめ、周辺環境に影響を及ぼさないよう配慮することは必要とされております。鳥獣は本来、自然生態系の中で生息する動物ですので、餌やりも含め、野生鳥獣に対しての人的介入はあまり望ましい行為ではないと考えられます。むやみに餌を与えれば野生の鳥獣が本来持っている、餌を取るための能力などを低下させ、さらには有害なものを与えてしまうリスクも懸念されます。その結果、最悪の場合は感染症の発症、害虫の蔓延などを招き、野生鳥獣の生態系自体を壊してしまうおそれもあります。また、長距離を移動する渡り鳥は、高病原性鳥インフルエンザをはじめとした病原菌を運んでくる可能性もあることから、人的に呼び戻すことは、畜産の立場からもあまり歓迎できないのが現状です。野生鳥獣は、自然の中での営みを繰り返し、その生態系の中で生きる力を育んでいくものですので、自然環境の中で生息していくその様子をそっと見守っていくことが大切ではと考えます。

◇議長（新井賢次君） 12番月田均議員。

〔12番 月田 均君発言〕

◇12番（月田 均君） では、自席から質問させていただきます。

まず、人口減社会への対応ということで、今の日本の大きな課題というのはやはり人口減社会をどのように改善するかということだと思うのですけれども、振り返ってみて、私が生まれた時代、戦後のベビーブームなのですが、小学校に入ったときは教室が不足、先生が不足、教材が不足、当時の人口問題というのは多過ぎて困ると、どう対応するかが課題だったと、今のような社会になることは当時誰も思っていなかった。あれから僅か70年、大きく変わったものだなとつくづく思います。それ

はそれとして、現代の人口減社会への対応、町レベルでどのように対応していくか、しっかり考えることは大切だということで今回質問をしてみました。結果として、いろいろな取組を行っていることが分かりました。これらを確実に実施して成果を出して欲しいと思いました。そういうことで次の質問に移ります。

まず、生成AIの活用なのですからけれども、大分細かく説明してもらいまして、町もしっかりやっているなということを感じたのですけれども、実は私が生成AIを知ったのは3年前なのです。令和5年4月のことと記憶しています。私の知り合いの妹さんが出演するハーモニカの演奏会に行った時のことでした。そこで副町長に会いました。そのとき副町長が、月田議員、玉村町の課題やその解決策を聞くと、すごくいい答えを教えてくださいと行ってスマホを見せてくれました。私はすごいものができたなと感心したわけですからけれども、その後の新聞に生成AIのことが頻繁に出るようになりました。そこで、その年の6月に一般質問、対話型人工知能の利用についてということで質問したわけですからけれども、私がちょっと心配していたのは、情報が漏れるのではないかと考えていたのですけれども、先ほどの町長の回答からいうと、それは玉村町の情報が漏れないような、そういうシステムを使っているということで一応安心しました。計画というか、随分いろいろなことで使っているなということを感じたわけなのですからけれども、ただ我々一般住民が特によかったなという感じはなかなかない、町が便利に使用しているということは分かったのですけれども、一つの新聞に大泉町の警察署で生成AIを利用して特殊詐欺の手口を疑似体験する講座というのがあるということなのですからけれども、これは非常に面白いなと、よく特殊詐欺の劇なんかをやっている、ただ面白くて笑って終わりなのですからけれども、生成AIが対象だと普通の人は引かかかってしまうのではないかと思うのですけれども、そういった利用などを考えたことがありますか。

◇議長（新井賢次君） 企画課長。

〔企画課長 関根伸行君発言〕

◇企画課長（関根伸行君） すみません、特殊詐欺とか、そういったことに活用ということは今まで検討したことはございません。職員が生成AIを使うに当たりましては、例えば文書の構成ですとか要約、挨拶文の作成、政策立案のアイデア出しとか、また施策のメリットやデメリットの整理とか、あるいはプレゼンテーション資料の作成など幅広く活用されているところでもあります。また、移住のホームページ、地域おこし協力隊のほうで早速つくっていただいたというのはご案内のとおりなのですからけれども、その中で例えばたまんの4コマ漫画みたいのがあるのですけれども、ああいった漫画をつくったりすることも可能となっていますので、生成AIには様々な例えばそういった動画やイラストをつくるのに特化したエンジンを積んだアプリケーションも色々ございますので、そういったものを利用しているところであります。

例えばまた、全国共通の課題の人口減少対策という話も先ほどありましたけれども、例えばそういったところで人口減少対策としてどんなことをしたらいいかというようなことを生成AIに聞いてみ

ますと、やはり通り一遍といいですか、ありきたりのようなことが返ってくるのですけれども、AIを活用するにはいろんな情報を与えなければなりません。玉村町の地域の実情に応じた施策をつくるためには、例えば玉村町は5キロ四方のコンパクトなまちで、交通の立地に非常に有利であるとか、大きな市に囲まれた県央に位置するとか、あと例えば人口構成がどうだとか、駅があるとかないとか、様々な情報を入れることによって、玉村町にとってのこういった施策をしたらいいかというのが出てくると思います。その情報の与え方によって、その出来栄も違ってきますので、そういったAIを操作する活用スキルを上げることが必要となりますので、今後県との、あと構成市町村で共同調達という話があったと思いますけれども、そういったものの生成AIのエンジンを積んだアプリケーションといいですか、そういったシステムを導入する際には、そういったスキル、適切な運用について企画課として職員にも周知していきたいと思います。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 12番月田均議員。

〔12番 月田 均君発言〕

◇12番（月田 均君） 新しい使い方というのを研究してもらいたいと思いました。

あと、生成AIで仕事の効率化ということがよく図られるということで話があるのですけれども、実際問題として生成AI活用によって町はどんな成果を得ているのでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 企画課長。

〔企画課長 関根伸行君発言〕

◇企画課長（関根伸行君） お答えいたします。

生成AIの活用によりまして、効率化が図られるということなのですが、デジタル化が進んだことによりまして、職員の業務もたくさん増えているという問題、課題も生じております。業務によっては1日に何十通ものメールが国や県とか関係機関から届くようなことが多々ございますので、それを処理するだけでも1日が終わってしまうというような状況があると思います。そうした中、生成AIの活用によりまして、業務改善が図られることによって、他の業務に注力できるといったメリットもございますし、また人が関わらなければならない相談業務、町民に寄り添った対応もより充実して行うこともできているのではないかと考えております。また、ふだんから業務多忙により、なかなか休みが取得できなかったのが休みが取りやすくなるといった働き方改革と行政サービスの向上にもつながっているのではないかと考えております。とはいっても、現実には業務はますます多様化、複雑化しておりますので、なかなか休みは取りづらいのが現状でございますけれども、職員が生成AIの活用スキルを上げていくことによって、より業務改善が図られるように、先ほども申し上げましたとおり、活用の推進と適切な運用に努めていければと考えているところです。あくまでも人が関わる業務、相談支援業務とかそういったものにはなかなか使うのには難しさがあると思いますけれども、あくまでも補助的なツールとして、道具としての使用を促していければと考えております。

◇議長（新井賢次君） 12番月田均議員。

〔12番 月田 均君発言〕

◇12番（月田 均君） うまく使ってもらいたいと思いましたので、あと生成A Iについていろいろ町長の答弁でも注意して使いたいという話が出ていたので、よかったと思うのですけれども、実は私は3年前の新聞に書いてあったのですけれども、大学教授が生成A Iの回答はもっともらしく見えるため、おいしい毒リンゴとして情緒的な健康を侵害し得ると書いてあったのです。実際に私が生成A Iを使ってみて強く感じたことなののですけれども、生成A Iはユーザーに好かれようとする傾向があると、ユーザーの誤った思い込みを肯定し、増長させるリスクがあると思うと、これが情緒的な健康を損なうことになると思うので自分で感じました。あと、便利さという甘い味に隠れた思考停止、そして情緒依存という毒にどう対応するか、町もいろいろ研究はしていると思うのですけれども、私に生成A Iを教えてくれた副町長、その毒リンゴをたくさん食べたと思うのですけれども、どんな味だったか、その辺の感想を聞かせてもらえればありがたいです。

◇議長（新井賢次君） 副町長。

〔副町長 萩原保宏君発言〕

◇副町長（萩原保宏君） 私も生成A I、最初はスマホで使い始めました。いろいろ相談していますと、すばらしい答えが返ってきました、例えば友人と喧嘩したときとか、配偶者と喧嘩したときにどういう対応を取ったらいいかということ質問してみたのです。そうするとすばらしい答えが返ってきて、これは本当すばらしいなと思いました。ただ、生成A Iに頼り過ぎると、人間としての本来の価値観とか、そういったものが損なわれると思いますので、今後はそれをうまく人間の補助としてあくまでも使っていくのが正しいのだと思っています。

それで、生成A Iがどんどん、どんどん進化していきますと、今2045年に人間の知能を超えろと言われてます。今後どういった社会が来るのか楽しみではありますけれども、昔小さい頃に見た漫画、スーパージェッターというのありましたよね。腕時計型の通信機で車を呼ぶとすぐ自分のところまで来たりするのです。それと、あと映画でSF映画などありまして、これも将来の世界がA Iに侵略されるというのですか、乗っ取られてインフラも全部牛耳られて人間と戦うという映画なののですけれども、これがだんだん現実の世界になってきてしまうのかなと思いました。ただ今後は、先ほど町長の答弁にもありましたように、A Iをやはり人間がうまく使っていく、これが一番大切だと思いますので、そのことを心がけてうまく使っていきたいと考えております。

◇議長（新井賢次君） 12番月田均議員。

〔12番 月田 均君発言〕

◇12番（月田 均君） ぜひ副町長、そういう気持ちでやってもらいたいと思うのです。私は感じるのですけれども、確かに使ってみて非常に便利で、よくこういうことが分かるなど感心していることがあるのですけれども、まずA Iをおいしい毒リンゴとして飲み込むのではなく、しっかり吟味し

て使う賢明な自治体になってほしいと私は感じているのですけれども、町長の感想をちょっとお聞きします。

◇議長（新井賢次君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 私も非常にA Iというか、デジタルに非常に関心があるので、本屋へ行くとA Iの本なんか読む。ただ、厚いから斜め読み、もっと言えば後書きを読んでいるくらいなのだけでも、それでいくとなかなか非常にちょっと先が読めないなという感じがします。金曜日にたまたま朝日新聞にこの記事が載ってまして、ここで短く言いますと、人間の仕事を代行してくれているエージェント同士の、A I同士のSNSです。人間の書き込みはお断り。150万以上のA Iが登録された掲示板で、A Iの権利や苦痛を訴える投稿もあり、中には自分たちが新しい神だと宣言して、人間による支配を終わらせるべきだと主張するような内容も出てきたと、非常に進化していくと本末転倒の世界ですよ。実際仕事は増えるのだけれども、あまりにも言ってみれば優れものなので、もうホワイトカラーというのはどんどん排除されていくような、排除という言葉は使わないのです。労働市場の移動です。特に大きく影響を受けるのは経理、人事担当、証券ディーラー、秘書、会計士、旅行コンサルタント、統計専門家、気象学者、ジャーナリスト、ホワイトカラーで対象にならない職業はないぐらいだと。私が思うのは、やはり非常に便利性、優位性、優れたものに対して、今レストランへ行くとタブレットで注文、ロボットが運んできて、食べた後掃除するのが人間なのです。人間がA Iの下働きになってしまうような社会をつくるのは本末転倒だと思っていますので、そのところをよく考えながらA Iと折り合っていく、折り合いは難しいのですけれども、そういう思いでいます。

◇議長（新井賢次君） 12番月田均議員。

〔12番 月田 均君発言〕

◇12番（月田 均君） ぜひそういった思いでこれから町政を進めていってほしいと思います。

次に、クビアカツヤカミキリの対策について移らせてもらいます。公共用地については、玉村町も令和8年度は予算もかけて頑張るという話だったのですが、伊勢崎市は公共用地以外にも対策を行っているのです。去年ですか、2,000万円以上の予算を公共用地以外に使っているということなのですが、玉村町はその辺の計画は今年度はないのですけれども、大丈夫ですか。

◇議長（新井賢次君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤 博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤 博君） お答えいたします。

伊勢崎市が民地の防除に補助を行っていることはこちらでも存じておりますが、現時点で玉村町で民地のほうに伐採の補助をするという予定はありません。現在、公用地だけでも結構桜の木がかなりの数クビアカツヤカミキリにやられていまして、そちらに対しては伐採するのに国、県からの補助があるというところで、今のところその予定はありません。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 12番月田均議員。

〔12番 月田 均君発言〕

◇12番（月田 均君） 難しいという話なのですが、実は館林市は住民に駆除をお願いしていると、1匹50円を支払うということだったのです。では何匹集めたのだと聞いたら1万6,000匹だということです。あれが1万6,000匹集まるとどのくらいの量になるかちょっと見当はつかないのですが、1万6,000匹掛ける50円だと80万円で、実際にはボランティアでやってくれた人がいたので、費用は70万円ということだったのですが、これなんかは結構面白いというか、私もそういう目で桜の木を見たことはないのですが、やはり木を下からじっくり住民が見るといことで、木を大切にするという考えも出るし、1万6,000匹も集めれば随分対策になると思うのですが、こういったことは玉村町はやれないのかな、やったほうがいいのではないかなと思うのですが、どうでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤 博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤 博君） お答えいたします。

懸賞金の制度につきましては、地域住民の協力を引き出す有効な手段でありまして、早期発見、捕獲の面で一定の効果が期待されます。しかし、幼虫は木の内部にいるため、捕獲だけでは完全な駆除は困難であること、持続した啓発が必要でありまして、一時的な懸賞金効果はあっても、継続的な駆除が必要であります。また、単独で完璧な駆除対策とはならず、被害木の除去、樹木管理、薬剤防除などと組み合わせて実施することが重要であります。今後も効果的な防除法を検討していきたいと思っております。

また、和歌山のほうでは、幼虫の痕跡がある木を発見すると1万円、そういうところもあります。各地でいろんなことをやっていますので、これからも検討していきたいと思っております。

◇議長（新井賢次君） 12番月田均議員。

〔12番 月田 均君発言〕

◇12番（月田 均君） ぜひ検討してください。

ところで、この頃すごく気になったことがあるのです。桜の木がどんどん伐採されていると、去年の10月、町議選挙がありまして、箱石の貫前神社に行くと、そのときには2本の桜の木の下に木くずがいっぱい落ちていたということなのです。12月末に行ってみました。そうしたら木がなくなっていてびっくりしたのですが、近くの方に聞いてみたのです。そうしたら、この間音がして行ってみたら木が切られてしまったと、私もショックだけれども、子供もすごくショックだったと、楽しみにしていたので、切られて残念だったという話はしていました。箱石の神社だけでなく、すみつけ祭が行われた2月に行ったのですが、上福島の集会所、あそこも桜の木が切られていたと、また春鞆祭

が行われた神明神社、この桜の木にもクビアカツヤカミキリが入っていたようで、上の枝が切られていたということがありました。帰り道、北部公園の東側の山があるのですが、あそこの駐車場のところに行って近づいていったのですが、素人の人だと思うのですが、桜の木を切っていて、あと下之宮の東部スポーツ広場も桜の木が切られ始めているということで、こんなことをしていると桜の木がなくなってしまうのではないかと心配になりました。小学校の入学式、校長先生の挨拶、桜が美しく咲いたこの日、新入生の皆さん入学おめでとうというのが定番であったと思うのですが、それで元気づけられた新入生もいたと思うのですけれども、これからこういうのがなくなってしまうのではないかと心配をしています。これからはずっと桜の花を見る環境を守っていききたいなと思っているところなのですが、そんな中、伊勢崎市は今年から新たな取組として、行政区の会議所及び集会所または町内行事等で利用する神社等の市有地にあるクビアカツヤカミキリによる被害木を伐採した後、桜の苗木の植樹を実施するということでした。これは新聞にも載っていましたが、私はすばらしい取組だと思うのですが、玉村町もこういった活動をまねたらいいのではないかとと思うのですけれども、どうでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤 博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤 博君） お答えいたします。

まず、被害に遭っている桜の木が物すごく多い状況で、現在、今年度から本当に爆発的にクビアカツヤカミキリが大量に発生しておるところです。そういう中で、ある程度防除ができた上で木を植えるのはいいかなと思いますが、また新たに植えてもそこに侵入するということを考えると、現段階ではまだ植えるべきではないと思います。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 12番月田均議員。

〔12番 月田 均君発言〕

◇12番（月田 均君） 私も植えたらまた虫が入ったら終わりかなと思っていたのですけれども、大体桜の木は30年ぐらいまではクビアカツヤカミキリに強いという話がどこかの本で読みました。今の桜の木っていつ植えたかということなのですから、どうも戦争中、私の住んでいる下之宮の火雷神社に桜があったのですが、ほとんど切られています。だから戦争中は供出で戦費として桜の木なんかをみんな供出したのです。だから、今の桜の木というのは古いほうでも大体戦後、だから70歳か80歳ぐらいなのです。だから古くなっているということで、非常にクビアカツヤカミキリに弱い桜の木になっているということなのです。やはり30年ぐらいまでの桜の木が強いという話もありますので、私は植えたほうがいいかなと、植えるべきだと、伊勢崎市のまねをしてもいいのではないかと感じがしました。本当にどんどん切られてしまったのです。ある業者から見ると非常にいいビジネスチャンスですよ。1本切るのに10万円取られますものね。だからいいお金になってしまう。

だから切るほうはどんどん切ってしまう。箱石なんかもそうなのです。何で切ったかといったら、神社の関係者がちょっと枝が折れては困るから切ったのですけれどもなんていう感じで、要するに長くもう少しもたせようとか、まして新しい桜を植える気は全くなかったのですが、もしそういった町の施策があれば、箱石の神社なんかはすぐ植えてくれるのではないかと私は感じています。その辺ぜひ検討してほしいと思います。

続いて、ハクチョウを呼び戻せないかということなのですが、これは皆さん行ったことがあるかもしれないのですけれども、本当に神川町のハクチョウは数が多いのです。2月20日ぐらいに私はもう一度行ってみましたら、管理している人が、番つきしているおじいさんが4人ぐらいいるのです。今日はあれだねなんて、256羽いたねとか、田んぼも決して広くないのですよ、3反ぐらいだから。その両方から2時になると餌まきすると、両側から行きますと200羽を超えるハクチョウが餌まきのほうにぱっと行くという壮観な景色があったのですけれども、館林市のほうからも写真撮りに来た人がいましたけれども、私は先ほど町長の答弁でも出ていましたけれども、鳥インフルエンザの危険もあるし、決していい環境ではないので、やはりもう少し鳥川沿い、あとは鐺川ですか、あの辺ももう一度戻すような対策をしたほうが本当にハクチョウのためになるのではないかと思います。どのくらいハクチョウの数が減ったかってちょっと調べてみたのです。そうすると、令和3年、2021年2月の1日の平均が83.9羽、令和4年86.4羽、令和5年になると26.5羽、令和6年が15.2羽、去年が6.8羽、今年が1.9羽ということで激減しています。これは玉村町に持ってくる努力はしたほうがハクチョウのためになるのではないかなと考えていますけれども、餌をくれては鳥のためにならないとか言っていましたけれども、あの一角に250羽を超えるハクチョウがいるというのは決していいことではないので、負けずに私は玉村町もやるべきだと思うのですが、どうでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 平野敏行君発言〕

◇経済産業課長（平野敏行君） お答えいたします。

先ほど町長の答弁にもございましたとおり、やはりハクチョウにつきましては自然の生態系の中で自然と過ごしていただくということが一番ベストかなと考えております。そもそもハクチョウにつきましては、水草の葉であったり茎、それから根っこであったり、あとはたまに昆虫なんかも食べるような雑食性なのですが、ただやはりそれに比べると人間が与える、一番多いのが恐らくイメージですとパンですか、人によってはスナック菓子とか、そういったものを与える方もいるのですが、そういったものの栄養価を比較するとかなり栄養価が高いということもございまして、いわゆる繁殖数の増加、そういったことによって植物連鎖に係る生態系のバランス変化、地元で生息していた植物であったりとか、それから動物であったりとか、そもそも生息していたものが激減したりとか、逆にこういった水鳥が一気に繁殖することによりまして、先ほどお話にございました鳥インフルエンザ、こち

らにつきましてもほかの都道府県の事例も調べましたところ、水鳥が集中しているところで感染というのも現に確認されております。また、鳥インフルエンザにつきましても、人間のほうには感染しないとちまたでは言われていますけれども、いろいろと調べますと変異株ということで、東南アジアでも人間に感染して死亡事例もあるそうです。そういったところで人間に対する感染のおそれ、それからふん、ネズミ、ほかの水鳥を介して養鶏場に鳥インフルエンザが蔓延するおそれもございます。そういったところから、まずは自然のものについては自然の生態系の中で人的な、介入はせずとも静かに見守っていくのが一番ベストかなと考えております。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 12番月田均議員。

〔12番 月田 均君発言〕

◇12番（月田 均君） 餌なのですけれども、今神川町でやっている餌はお米です。古米というか、去年古くなったものとか、小さなお米を全部まいていました。だから、パンとかそういうのは神川町はやっていない。この間の館林市に行ったら、館林市はおばあちゃんがパンをばんばんくれていますけれども、パンはよろしくない、ただ神川町はその辺はしっかりしてやっていました。私は、自然にやるのは非常にいいと思うのです。ただ、今の神川町がやり過ぎだと、やはりこれはよろしくないと言えれば確かによろしくないのです。ただ、よろしくないと言ったって向こうはもう好きでやっているわけだから、自分のうちの農家の田んぼに水入れているのだから、誰も文句は言えないのだけれども、こういうものは好ましくないという話はやはり環境省を通して申し入れるべきだと思うのです。鳥にとってもよくはないし、神川町は昔から全くいなかったわけではないです。行ってみますと、ため池なんか近くにあって、多分あそこにハクチョウが来ていたのではないかと思います。ということで近くのおじいさんが自分のうちの田んぼに水入れてまき出したということだと思うのですけれども、やはりあの様子は異常ですよね。その辺は、環境省を通してやはり自然に戻してほしいという話は、玉村町が私はしたほうがいいと思うのですが、どうでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 平野敏行君発言〕

◇経済産業課長（平野敏行君） お答えいたします。

ハクチョウの渡来先を変えるというのは、恐らく自然環境の変化というところもございますので、そういったところで自然環境を破壊しているというのは人間が一因でもあるかと思っておりますので、そういったところも含めて環境省に要望するということはあるかと思っております。ただ、今後ハクチョウに限ってお話をさせてもらおうと、やはりハクチョウは水草が主食としていますから、例えば河川敷で繁殖されているイネ科の背丈の高いマコモですか、ああいったものを結構好んで食べるようなこともあるみたいですから、自然と河川敷にそういったものが増えることによってハクチョウ自身が判断しまして、餌の豊富さであったりとか、それから水の量、それから流れ、そういったところで一番自分たちの群

れに適したところというのを探して判断して、その中で烏川が来ればまた戻ってくるのかなと考えております。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 12番月田均議員。

〔12番 月田 均君発言〕

◇12番（月田 均君） 確かにいい環境をつくるのは大切だと思うのです。私が気になったのは、2019年の台風がありました。随分利根川と烏川の水が増えたのですが、あのときからやはり流れが変わっています。こっちの烏川の玉村寄りに水が流れてきて、よどみが減ったような気がするのです。だから環境が悪くなっていると。その後、その影響で国土交通省が国土強靱化法ということで、烏川とか利根川の土砂の撤去を行っていたのですが、それで流れが変わっているなという感じがするのです。その辺、国土交通省というのは、川の水を流すだけが仕事ではなくて、やはりいい環境をつくると、鳥が舞い降りてくる環境をつくるということも一つの大事な仕事なので、国土交通省高崎国道事務所というのがありまして、あそこに少し流れを変えるような話をお願いしてもいいと思うのです。実際問題として数年前の強靱化のときに烏川の水の流れを、真ん中のほうに水路をつくったのです。それが今は入り口が塞がっていますよね。だから、あの辺をもう少し流してやれば流れも少なくなって、鳥が来やすくなるのではないかという感じがするのですけれども、その辺国土交通省にそういう話をしてもいいのではないかと思うのですけれども、どうでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 平野敏行君発言〕

◇経済産業課長（平野敏行君） 河川環境がちょっと悪くなってきたとか、そういったところにつきましては、やはり各自自治体も含めまして、それは要望すべき事項だとは思いますが、ただその根底として、いわゆるハクチョウを戻すために環境をちょっと変えてくれという要望になるといかなものかなというのは感じております。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 12番月田均議員。

〔12番 月田 均君発言〕

◇12番（月田 均君） 分かりました。今地域おこし協力隊で若い人が来て頑張っているという話があるのです。今行ってみますと、烏川で毎日もう10年以上朝から夕方まで餌をまいている人がいるのです。神川町とは違って量が少ないのですけれども、こいこいと言うと鳥が確かに来るのです。もう私よりも年が上で80を超えているのではないかと思うのですが、その人が腰を曲げてやっているのですけれども、そこに地域おこし協力隊の若い人が行って一緒に、烏川たまにはハクチョウ来ますから、それをビデオで撮ってSNSで流せば、これはすごい人気になる。数が少なくなっても玉村町いいなという気になると私はすごく思うのですけれども、その辺はやってみる価値があると思うのだ

けれども、どうでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 企画課長。

〔企画課長 関根伸行君発言〕

◇企画課長（関根伸行君） 魅力発信の一つとして、そういった町の風景とか情景とかそういったところでいい映像が撮れるのであれば、それは仕事として動画撮影してもらうことはできると思います。生態系を崩してまでというのはいろいろ賛否があると思いますので、それについてはそこまでするとは思わないのですけれども、趣味の範囲でハクチョウを呼び起こすために取組を行うとか、そういうのは個人的な判断としてやってもらえればなどは思いますけれども、そういったいい映像を撮るのはいいことだと思いますので、そういった町の紹介の一つとしての動画を撮ればとは思っていますので、また今後地域おこし協力隊の水島隊員とも相談しながら判断していければなと思っています。

◇議長（新井賢次君） 12番月田均議員。

〔12番 月田 均君発言〕

◇12番（月田 均君） 検討してください。昔、ヘミングウェイ、小説か何かで「老人と海」とかというのがありましたよね。昔読んだ気がするのですけれども、あんな感じでやれば、これはハクチョウの数はそんな何百羽、100も200も要らないので、すごくいいテーマだと思うので、ぜひ検討してください。

時間なので終わります。

◇議長（新井賢次君） 以上で一般質問を終了いたします。



○散 会

◇議長（新井賢次君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて、散会といたします。

なお、3月10日火曜日は午前9時までに議場へご参集ください。

ご苦労さまでした。

午後0時30分散会